

平成27年第1回三豊市議会定例会 提出議案一覧

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第1号	平成26年度三豊市一般会計補正予算(第5号)	1
議案第2号	平成26年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	2
議案第3号	平成26年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)	3
議案第4号	平成26年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	4
議案第5号	平成26年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	5
議案第6号	平成26年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)	6
議案第7号	平成26年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	7
議案第8号	平成26年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第3号)	8
議案第9号	平成26年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	9
議案第10号	平成26年度三豊市水道事業会計補正予算(第2号)	10
議案第11号	平成26年度三豊市病院事業会計補正予算(第1号)	11
議案第12号	平成27年度三豊市一般会計予算	12
議案第13号	平成27年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算	13
議案第14号	平成27年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算	14
議案第15号	平成27年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算	15
議案第16号	平成27年度三豊市介護保険事業特別会計予算	16
議案第17号	平成27年度三豊市介護サービス事業特別会計予算	17
議案第18号	平成27年度三豊市集落排水事業特別会計予算	18
議案第19号	平成27年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算	19

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第20号	平成27年度三豊市港湾整備事業特別会計予算	20
議案第21号	平成27年度三豊市水道事業会計予算	21
議案第22号	平成27年度三豊市病院事業会計予算	22
議案第23号	三豊市公文書等の管理に関する条例の制定について	23
議案第24号	三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例の制定について	36
議案第25号	三豊市基金の処分の特例に関する条例の制定について	39
議案第26号	三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例の制定について	41
議案第27号	三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例の制定について	44
議案第28号	三豊市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について	47
議案第29号	三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例の制定について	51
議案第30号	三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例の制定について	55
議案第31号	三豊市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	58
議案第32号	三豊市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	60
議案第33号	三豊市防災会議条例の一部改正について	66
議案第34号	三豊市消防団条例の一部改正について	68
議案第35号	三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について	70
議案第36号	三豊市詫間町松崎コミュニティセンター条例の一部改正について	85
議案第37号	三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部改正について	88
議案第38号	三豊市宝山湖公園条例の一部改正について	90
議案第39号	三豊市防災センター設置条例等の一部改正について	92

議案番号	件 名	ページ 番号
議案第40号	三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について	95
議案第41号	三豊市介護保険条例の一部改正について	97
議案第42号	三豊市福祉センター条例等の一部改正について	100
議案第43号	三豊市手数料条例の一部改正について	102
議案第44号	三豊市農村環境改善センター条例及び三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について	104
議案第45号	瀬戸グリーンセンター更新工事事業に伴う負担金平準化基金条例の廃止について	106
議案第46号	三豊市仁尾町ふれあい健康会館条例の廃止について	108
議案第47号	子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	110
議案第48号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	113
議案第49号	香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について	116
議案第50号	指定管理者の指定について(三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設)	120
議案第51号	指定管理者の指定について(三豊市高瀬町産地形成促進施設)	121
議案第52号	指定管理者の指定について(三豊市栗島海洋記念公園)	122
議案第53号	指定管理者の指定について(三豊市山本町産地直売所)	123
議案第54号	指定管理者の指定について(三豊市財田町土づくりセンター)	124

議案第 1 号

平成 26 年度三豊市一般会計補正予算（第 5 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市一般会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 2 号

平成 2 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 3 号

平成 2 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 6 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 4 号

平成 26 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 号

平成 26 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 6 号

平成 26 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 7 号

平成 26 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 8 号

平成 26 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 9 号

平成 26 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度三豊市港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 10 号

平成 26 年度三豊市水道事業会計補正予算（第 2 号）

平成 26 年度三豊市水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 11 号

平成 26 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度三豊市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 12 号

平成 27 年度三豊市一般会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市一般会計予算を別冊の
おり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 13 号

平成 27 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 14 号

平成 27 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市国民健康保険診療所事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 15 号

平成 27 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 16 号

平成 27 年度三豊市介護保険事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市介護保険事業特別会計
予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 17 号

平成 27 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市介護サービス事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 18 号

平成 27 年度三豊市集落排水事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 19 号

平成 27 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市浄化槽整備推進事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 20 号

平成 27 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度三豊市港湾整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 2 1 号

平成 2 7 年度三豊市水道事業会計予算

地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定により、平成 2 7 年度三豊市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 22 号

平成 27 年度三豊市病院事業会計予算

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、平成 27 年度三豊市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 23 号

三豊市公文書等の管理に関する条例の制定について

三豊市公文書等の管理に関する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市公文書等の管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 行政文書の管理（第3条—第12条）

第3章 歴史公文書の保存、利用等（第13条—第26条）

第4章 公文書等管理委員会（第27条・第28条）

第5章 雑則（第29条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が市民共有の知的財産であることに鑑み、公文書等の管理について基本的な事項を定めて行政文書を適正に管理するとともに、三豊市文書館（以下「文書館」という。）において郷土の歴史的又は文化的な価値を有する歴史公文書の保存及び利用を図ることにより、行政の適正で効率的な運営を確保して現在及び将来にわたり市の説明責任を全うし、市民が主体的に活動する協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売すること

を目的として発行されるもの

イ 歴史公文書

ウ 図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

- (3) 歴史公文書 郷土の歴史的又は文化的な価値を有する行政文書又は地域資料（市行政の推移が歴史的に跡付けられるものとして市長が認める文書をいう。）であつて、文書館に移管され、又は寄贈若しくは寄託を受けたものをいう。

- (4) 公文書等 行政文書及び歴史公文書をいう。

第2章 行政文書の管理

（取扱いの原則）

第3条 実施機関の職員は、正確に、迅速に及び丁寧に行政文書を取り扱い、事務が効率的かつ適正に行われるように組織として管理し、私的な管理をしてはならない。

（作成）

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的を達成するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

（整理）

第5条 実施機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関の規則等（以下「規則等」という。）で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存年限及び保存年限の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存年限を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、規則等の定めるところにより、当該ファイルについて分類し、名称を付して体系的に登録するとともに、保存年限及び保存年限の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、職務の遂行上必要があるときは、その必要な限度において、第1項及び前項の規定により設定した保存年限及び保存年限の満了する日を延長すること

ができる。

- 5 実施機関は、ファイルについて、保存年限（延長された場合にあっては、延長後の保存年限。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存年限が満了したときの措置として、第8条第1項後段に規定する基準に該当する歴史公文書に該当するものにあっては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置を採るべきことを定めなければならない。

（保存）

第6条 実施機関は、ファイルについて、保存年限が満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により保存しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、当該ファイルの集中管理の推進に努めなければならない。

- 3 実施機関は、電磁的記録によるファイルを保存するときは、当該ファイルの改ざん、盗難、消失及び漏えいを防止するため、必要な措置を講じなければならない。

（ファイル管理簿）

第7条 実施機関は、行政文書の管理を適正に行うため、ファイルの分類、名称、保存年限その他必要事項を記載したファイル管理簿を作成し、公表しなければならない。ただし、公表に当たっては、三豊市情報公開条例（平成18年三豊市条例第11号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる非公開情報に該当するものを除く。

（移管又は廃棄）

第8条 実施機関は、ファイルの保存年限が満了したときは、第5条第5項の規定による定めに基づき、当該ファイルを文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。この場合において、当該移管の基準については、規則等で定める。

- 2 実施機関（市長を除く。次条第1項及び第3項、第19条第3項並びに第24条において同じ。）は、前項の規定により保存年限が満了したファイルを廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の意見を聴くものとする。

- 3 実施機関は、文書館に移管するファイルについて、第14条第1項第1号に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切と認める場合は、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第9条 実施機関は、ファイル管理簿の作成状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 市長は、第1項に定める報告を受け、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、実施機関に対し、その管理状況に関する報告若しくは資料の提出を求めて改善のための助言を行い、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

(行政文書管理規程等)

第10条 実施機関は、行政文書の管理が第3条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規程等」という。）を設けなければならない。

2 行政文書管理規程等には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告等に関する事項
- (7) 点検に関する事項
- (8) その他行政文書の管理に必要な事項

3 実施機関は、行政文書管理規程等を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(出資法人の文書の管理)

第11条 市が出資し、又は財産上の援助を行う法人のうち実施機関が定める法人（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の文書の管理)

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により

公の施設の管理を行わせるものとして市が指定したもの（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定に係る公の施設の管理に関する文書であって当該指定管理者が保有するものの適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の指定管理者について準用する。

第3章 歴史公文書の保存、利用等

（歴史公文書の保存等）

第13条 市長は、歴史公文書について、第25条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、文書館において永久に保存しなければならない。

2 市長は、歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 市長は、歴史公文書に個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、歴史公文書の分類、名称その他の歴史公文書の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

（歴史公文書の利用請求及びその取扱い）

第14条 市長は、文書館において保存されている歴史公文書について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第2号に掲げる情報

ウ 情報公開条例第7条第4号ア又はオに掲げる情報

エ 情報公開条例第7条第5号に掲げる情報

オ 情報公開条例第7条第6号に掲げる情報

カ 三豊市個人情報保護条例（平成18年三豊市条例第12号）第16条第3号イに掲げる情報

(2) 当該歴史公文書が損傷しやすい等保存上支障のある場合

(3) 当該歴史公文書の寄贈者又は寄託者と利用の制限について特約がある場合

2 市長は、前項に規定する利用の請求に係る歴史公文書が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該歴史公文書が行政文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該歴史公文書に第8条第3項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 市長は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号アからカまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

第15条 市長は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている歴史公文書について利用請求があった場合において、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

2 市長は、前条第1項第1号アの規定にかかわらず、死亡した者を本人とする個人情報記録されている歴史公文書について、その死亡の当時における次に掲げる者（以下「遺族」という。）から利用請求があった場合において、当該遺族であることを示す書類の提示又は提出があったときは、当該歴史公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させることができる。

(1) 当該死亡した本人の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等内の血族

(2) 当該死亡した本人の3親等内の親族（前号に掲げる者がいない場合に限る。）

（利用請求の手続）

第16条 歴史公文書の利用請求をしようとする者は、規則で定める様式により、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、請求者

に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第17条 市長は、利用請求に係る歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、規則で定める方法により請求者に対して書面で通知しなければならない。

2 市長は、利用請求に係る歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、規則で定める方法により請求者に対して書面で通知しなければならない。

3 前2項の決定は、請求書が提出された日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を請求書が提出された日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、規則に定める方法により請求者に対して遅滞なく、書面でその旨を通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第18条 利用請求に係る歴史公文書が著しく大量であるため、当該請求書が提出された日から起算して30日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市長は、利用請求に係る歴史公文書のうち相当の部分につき当該期間内に利用決定等を行い、残りの歴史公文書については、相当の期間内に利用決定等を行えば足りる。この場合において、市長は、同条第3項に規定する期間内に、規則で定める方法により、請求者に対して書面によりその旨を通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 利用請求に係る歴史公文書に国、独立行政法人等（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び請求者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、市長は、当該歴史公文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 市長は、第三者に関する情報が記録されている歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が情報公開条例第7条第1号イに規定する情報又は同条第2号ただし書に規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 市長は、歴史公文書であって第14条第1項第1号エに該当するものとして第8条第3項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、市長は、その決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第20条 市長が歴史公文書を利用させる場合には、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により歴史公文書を利用させる場合にあつては、当該歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときに限り、当該歴史公文書を複写したものを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

- 2 歴史公文書の館外への貸出しは、行わないものとする。ただし、博物館等における企画展示のため歴史公文書を利用する等市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(費用負担)

第21条 歴史公文書の利用に係る費用は、無料とする。

2 歴史公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定める額を負担するものとする。

(不服申立て及び公文書等管理委員会への諮問)

第22条 利用請求に対する決定等について不服がある者は、市長に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあったときは、市長は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、速やかに、次章に規定する公文書等管理委員会に諮問し、規則で定める様式により、当該申立人に通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(利用の促進)

第23条 市長は、歴史公文書（第14条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第24条 歴史公文書を移管した実施機関が市長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要であるとして当該歴史公文書について利用請求をした場合には、第14条第1項第1号の規定は、適用しない。

(歴史公文書の廃棄)

第25条 文書館が保存する歴史公文書のうち、市長が保存する必要がないと認めたものについては、焼却、溶解等適当な措置を講じた上で廃棄するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、次章に規定する公文書等管理委員会に諮問しなければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第26条 市長は、歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

第4章 公文書等管理委員会

(公文書等管理委員会の設置)

第27条 公文書等を適正に管理し、かつ、文書館の円滑で積極的な運営を図るため、三豊市公文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第22条第2項及び第25条の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織等)

第 28 条 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、公文書等の管理に関して学識を有する者又は市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 この条例に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(研修)

第 29 条 市長は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(組織の見直しに伴う行政文書の適正な管理のための措置)

第 30 条 市長は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(三豊市文書館協議会設置条例の廃止)

2 三豊市文書館協議会設置条例（平成 21 年三豊市条例第 32 号）は、廃止する。

(三豊市情報公開条例の一部改正)

3 三豊市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「文書館、図書館」を「図書館」に、「これら」を「これ」に改め、「（第23条においてこれらを「文書館等」という。）」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 三豊市公文書等の管理に関する条例（平成27年三豊市条例第●号）第2条第3号に定める歴史公文書

第23条第1項中「文書館等」を「図書館その他これに類する市の施設」に、「行政文書」を「刊行物その他の記録」に、「閲覧させ、若しくは貸し出す」を、「閲覧させる」に改める。

（三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中「文書館協議会委員」を「公文書等管理委員会委員」に改める。

（三豊市文書館条例の一部改正）

5 三豊市文書館条例（平成19年三豊市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「郷土の歴史的、文化的価値を有する市の非現用文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集し、保存し」を「本市の歴史公文書、刊行物その他の記録を収集、保存し」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史公文書

ウ 図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 歴史公文書 郷土の歴史的若しくは文化的な価値を有する行政文書又は地域資料（市行政の推移が歴史的に跡付けられるものとして市長が認める文書をいう。）であって、文書館に移管され、又は寄贈若しくは寄託を受けたものをいう。

(4) 公文書等 行政文書及び歴史公文書をいう。

第4条中「三豊市文書館（以下「文書館」という。）」を「文書館」に改め、同条に次の2項を加える。

2 館長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 専門職員その他の職員は、館長の命を受け、所掌の事務を処理する。

第5条第1号から第4号までの規定中「永久保存文書等」を「歴史公文書、刊行物その他の記録」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「及び永久保存文書等の利用に係る手数料」を削り、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第9条を第7条とする。

第10条第1項中「永久保存文書等」を「歴史公文書、刊行物その他の記録」に改め、同条を第8条とする。

第11条を第9条とする。

議案第 24 号

三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例の制定について

三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例

(設置)

第1条 国の総合戦略が定める政策分野を勘案し、本市における政策分野ごとの基本目標の設定及び施策の効果の検証を目的とし、三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
- (2) 三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策についての効果の検証に関すること。
- (3) その他三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の代表者
- (3) 行政機関の代表者
- (4) 経済関係団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策部企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

総合計画審議会委員	日額 8,000
-----------	----------

を

」

「

総合計画審議会委員	日額 8,000
まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員	日額 8,000

」

に改める。

議案第 25 号

三豊市基金の処分の特例に関する条例の制定について

三豊市基金の処分の特例に関する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市基金の処分の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第8項の規定に基づき、基金の処分の特例を定めるものとする。

(基金の処分の特例)

第2条 市長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預貯金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れ等を行っている場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三豊市合併振興基金条例の一部改正)

2 三豊市合併振興基金条例（平成25年三豊市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削る。

(三豊市すこやか子ども基金条例の一部改正)

3 三豊市すこやか子ども基金条例（平成26年三豊市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削る。

議案第 26 号

三豊市ががんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例の制定について

三豊市ががんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例

(設置)

第1条 本市が行う産業振興に関する補助金の交付について、専門的な見地から、審査を厳正かつ公平に実施するため、三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 申請内容の審査に関すること。
- (2) 実績報告の審査に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

- 2 委員は、再委嘱されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くこ

とができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策部産業政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

産業振興審議会委員	日額 8,000	を
-----------	----------	---

」

「

産業振興審議会委員	日額 8,000
がんばる企業応援事業補助金審査委員会委員	日額 8,000

」

に改める。

議案第 27 号

三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例の制定について

三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例

(設置)

第1条 本市の産業振興に功績のあった中小企業等を表彰するに当たり、被表彰候補者の選考を公正かつ厳正に実施するため、三豊市ものづくり大賞審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、三豊市ものづくり大賞の被表彰候補者の選考に関する事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

2 委員は、再委嘱されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策部産業政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

環境審議会委員	日額 8,000
---------	----------

を

」

「

ものづくり大賞審査委員会委員	日額 8,000
環境審議会委員	日額 8,000

」

に改める。

議案第 28 号

三豊市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

三豊市歯と口腔の健康づくり推進条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健^{くわう}の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び香川県歯と口腔の健康づくり推進条例（平成23年香川県条例第45号）の趣旨に基づき、市の歯及び口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策を定めることにより市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯及び口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯及び口腔の状態に応じて、適切かつ効果的に取組を推進することが子どもの健やかな成長、歯及び口腔の疾患の早期発見及び早期治療、生活習慣病の予防、介護予防等市民の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、市民の日常生活における自主的な取組を促進するとともに、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図りつつ、関係者の協力を得て、推進しなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

(歯科医師等の役割)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科保健医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係医療機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者（以下「保健医療福祉関係者等」という。）との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者等の責務)

第5条 保健医療福祉関係者等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯

及び口腔の健康づくりを推進し、その推進に当たっては相互に連携を図りながら協力するとともに、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加するとともに、かかりつけ歯科医を持ち、その支援を受けること等により、生涯にわたって自らの歯及び口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

（歯及び口腔の健康づくりに関する基本的計画）

第7条 市は、市民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合かつ計画的に推進するため、歯及び口腔の健康づくりに関する基本的な計画を健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市健康増進計画に定めるものとする。

（基本的施策の実施）

第8条 市は、歯科医師等及び教育関係者との連携を図り、その協力を得て、生涯にわたる市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者との連携体制の構築に関すること。
- (2) フッ化物の応用等科学的知見に基づく歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (3) 市民が定期的に口腔保健サービスを受けることを促進するための勧奨その他の必要な施策の推進に関すること。
- (4) 食育及び生活習慣病対策において必要な歯及び口腔の健康づくりに関すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする者等の適切な歯及び口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に関すること。

（財政上の措置）

第9条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例の制定
について

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例を次のよう
に定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例

(設置)

第1条 三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業として、事業所独自の子育て支援の積極的な取組及び子育て支援に係る職場環境の整備に対する適正な補助を行うため、三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 申請に係る審査に関すること。
- (2) 事業の実績報告に関すること。
- (3) その他審査委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 事業主団体及び労働者団体の代表者
- (2) 健康福祉部長
- (3) 子育て支援課長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(委員長)

第5条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名

する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 審査委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会委員	日額 8,000
-------------------------	----------

を

」

「

特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会委員	日額 8, 0 0 0
事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会委員	日額 8, 0 0 0

」

に改める。

議案第 3 0 号

三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例の制定について

三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、市が行う子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）及び報告義務等の違反に対する罰則に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市が定める額は、市長が別に定める額とする。

(報告等に関する罰則)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)

2 法附則第6条第4項に規定する額は、市長が別に定める額とする。

(法附則第9条第1項の適用がある間の私立幼稚園の利用者負担額の経過措置)

3 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、市長が別に定める額とする。

議案第 3 1 号

三豊市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

三豊市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に定める場合を除くほか、教育委員会が定める場合

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 2 号

三豊市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

三豊市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 三豊市いじめ問題対策連絡協議会（第2条－第10条）

第3章 三豊市いじめ問題調査委員会（第11条－第20条）

第4章 三豊市いじめ問題再調査委員会（第21条－第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 三豊市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、三豊市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下この条及び第12条第1号において同じ。）に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立小中学校の代表者
- (2) 児童相談所の代表者
- (3) 高松法務局の代表者
- (4) 香川県警察の代表者
- (5) 教育委員会事務局の代表者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再委嘱され、又は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 連絡協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 三豊市いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項の規定により、三豊市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

(所掌事務)

第 12 条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会へ答申するものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係等の調査

(組織)

第 13 条 調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 14 条 委員の任期は、第 12 条に規定する事項について、その結果を教育委員会に答申した日までとする。

(臨時委員)

第 15 条 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、第 14 条の規定を準用する。

(委員長及び副委員長)

第 16 条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 17 条 調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第18条 調査委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第19条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第4章 三豊市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第21条 法第30条第2項の規定により、三豊市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置することができる。

(所掌事務)

第22条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行うものとする。

(任期)

第23条 委員の任期は、前条に規定する事項について、その結果を市長に答申した日までとする。

(庶務)

第24条 再調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(準用)

第25条 第13条、第15条から第18条まで及び第20条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第13条第2項及び第15条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第15条第3項中「第14条」とあるのは、「第23条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 連絡協議会については、会長が選任されるまでの間は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

3 調査委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第17条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

4 再調査委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第25条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人情報保護審議会委員	日額 8,000
-------------	----------

を

」

「

個人情報保護審議会委員	日額 8,000
いじめ問題再調査委員会委員	日額 8,000

に、

」

「

三豊市立永康病院事業運営審議会委員	日額 8,000
-------------------	----------

を

」

「

三豊市立永康病院事業運営審議会委員	日額 8,000
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 8,000
いじめ問題調査委員会委員	日額 8,000

」

に改める。

議案第 33 号

三豊市防災会議条例の一部改正について

三豊市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市防災会議条例の一部を改正する条例

三豊市防災会議条例（平成 18 年三豊市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「総務部総務課長」を「総務部危機管理課長」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

三豊市消防団条例の一部改正について

三豊市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市消防団条例の一部を改正する条例

三豊市消防団条例（平成 18 年三豊市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の表中

「

分団運営	18,000円	1人当たり年額
------	---------	---------

を

」

「

方面隊運営	2,000円	1人当たり年額
分団運営	18,000円	

に改める。

」

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 5 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第16条第2項第2号ア中「2,000円」を「2,700円」に改め、同号イ中「4,200円」を「5,500円」に改め、同号ウ中「7,100円」を「8,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「11,100円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,900円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,700円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,500円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,300円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,100円」に改め、同号コ中「26,200円」を「27,900円」に改め、同号サ中「50キロメートル以上55キロメートル未満」を「50キロメートル以上」に、「28,000円」を「30,700円」に改め、同号シ及びスを削る。

第24条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第24条の2 前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職手当受給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない

範囲内において規則で定める額（同項の当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第25条中「前条第1項の規定の適用を受ける職員」を「管理職手当受給職員」に改める。

附則第11項から第14項までを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員			円	円	円	円	円	円
	1		137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
	2		138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
	3		139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300
	4		141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
	5		142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
	6		143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
	7		144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
	8		145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
	9		146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
	10		147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
	11		149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
	12		150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
	13		151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
	14		153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
	15		154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
	16		156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
	17		157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
	18		159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	400,900

19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000

57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300	379,300			

	95		292,900	340,800	379,900			
	96		293,300	341,200	380,500			
	97		293,500	341,300	381,200			
	98		293,800	341,800	381,800			
	99		294,200	342,200	382,400			
	100		294,600	342,500	383,000			
	101		294,800	342,800	383,700			
	102		295,100	343,200	384,300			
	103		295,500	343,600	384,900			
	104		295,800	344,000	385,500			
	105		296,000	344,500	386,200			
	106		296,300	344,900				
	107		296,700	345,300				
	108		297,000	345,700				
	109		297,200	346,200				
	110		297,600	346,600				
	111		298,000	346,900				
	112		298,300	347,200				
	113		298,400	347,700				
	114		298,700					
	115		299,000					
	116		299,400					
	117		299,600					
	118		299,800					
	119		300,100					
	120		300,400					
	121		300,800					
	122		301,000					
	123		301,300					
	124		301,600					
	125		301,900					
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表ア 医療職給料表（一）備考中第2号を削り、第1号の号番号を削る。

別表第2 医療職給料表中イ 医療職給料表（二）及びウ 医療職給料表（三）を次のよ

うに改める。

別表第2（第4条関係）

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200

31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700
33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900

69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
86		287,200	323,100	344,000	
87		287,400	323,300	344,300	
88		287,600	323,700	344,600	
89		288,000	324,100	345,000	
90		288,200	324,500	345,300	
91		288,400	324,900	345,700	
92		288,600	325,300	346,000	
93		289,000	325,600	346,400	
94		289,200	325,800	346,700	
95		289,400	326,200	347,000	
96		289,700	326,500	347,300	
97		290,100	326,700	347,600	
98		290,400	327,000	348,000	
99		290,600	327,300	348,400	
100		290,900	327,600	348,800	
101		291,200	327,800	349,300	
102		291,400	328,100	349,700	
103		291,600	328,500	350,100	
104		291,900	328,700	350,500	
105		292,200	328,800	351,000	
106			329,100	351,400	

	107			329,500	351,800	
	108			329,700	352,200	
	109			329,900	352,700	
	110			330,300	353,100	
	111			330,700	353,500	
	112			331,100	353,900	
	113			331,300	354,400	
再任用 職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200

	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100
	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600

	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800
	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600
	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300
	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000
	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600
	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300
	94	279,200	312,700	346,100	364,100	
	95	280,100	313,400	346,800	364,500	
	96	281,100	314,000	347,400	364,800	

	97	282,000	314,700	347,800	365,400
	98	282,800	315,000	348,200	365,900
	99	283,500	315,600	348,700	366,400
	100	284,400	316,300	349,100	366,900
	101	285,200	316,700	349,600	367,500
	102	286,000	317,300	350,000	368,000
	103	286,800	317,900	350,500	368,500
	104	287,600	318,500	350,900	368,900
	105	288,300	318,900	351,200	369,500
	106	288,800	319,400	351,700	370,000
	107	289,300	319,900	352,100	370,500
	108	289,800	320,400	352,400	371,000
	109	290,000	320,800	352,900	371,600
	110	290,300	321,200	353,400	372,000
	111	290,500	321,500	353,900	372,500
	112	290,900	321,800	354,400	373,000
	113	291,200	322,200	354,900	373,600
	114	291,400	322,600	355,400	
	115	291,800	323,000	355,900	
	116	292,100	323,300	356,300	
	117	292,400	323,500	356,700	
	118	292,700	323,800	357,100	
	119	293,000	324,200	357,600	
	120	293,400	324,400	358,100	
	121	293,700	324,600	358,500	
	122	294,100	324,900	359,000	
	123	294,400	325,200	359,500	
	124	294,800	325,500	360,000	
	125	295,000	325,700	360,300	
	126	295,200	326,000		
	127	295,500	326,400		
	128	295,900	326,600		
	129	296,100	326,700		
	130	296,400	327,000		
	131	296,800	327,400		
	132	297,200	327,600		
	133	297,400	327,900		
	134	297,700	328,300		

	135	298,100	328,700			
	136	298,400	329,100			
	137	298,600	329,400			
	138	298,900	329,800			
	139	299,300	330,200			
	140	299,600	330,600			
	141	299,800	330,900			
	142	300,200	331,300			
	143	300,600	331,600			
	144	300,900	332,000			
	145	301,000	332,300			
	146	301,300	332,700			
	147	301,600	333,100			
	148	302,000	333,500			
	149	302,200	333,800			
	150	302,400	334,200			
	151	302,700	334,600			
	152	303,000	335,000			
	153	303,400	335,300			
	154	303,600				
	155	303,800				
	156	304,100				
	157	304,400				
	158	304,700				
	159	305,000				
	160	305,300				
	161	305,700				
	162	306,000				
	163	306,300				
	164	306,600				
	165	307,000				
	166	307,300				
	167	307,600				
	168	307,900				
	169	308,300				
再任用 職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において適用されていた給料表の給料月額欄に定める額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 附則第3項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第9条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年三豊市条例第●号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 36 号

三豊市詫間町松崎コミュニティセンター条例の一部改正について

三豊市詫間町松崎コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市詫間町松崎コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

三豊市詫間町松崎コミュニティセンター条例（平成 18 年三豊市条例第 181 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号及び第 12 条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 13 条を第 15 条とし、第 12 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 13 条 市長は、コミュニティセンターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にコミュニティセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (2) コミュニティセンターの利用の許可及び制限に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第 4 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条の規定の適用については、第 4 条及び第 7 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 9 条及び第 10 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第 14 条 市長は、コミュニティセンターの管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、コミュニティセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者にその収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第 8 条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者は、国又は地方公共団体が利用する場合は、当該利用料金を後納させることができる。

別表器具使用料の表を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部改正について

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部を改正する条例

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例（平成 18 年三豊市条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号及び第 12 条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 13 条を第 15 条とし、第 12 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 13 条 市長は、ビジターハウスの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にビジターハウスの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にビジターハウスの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) ビジターハウスの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

(2) ビジターハウスの利用の許可及び制限に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第 4 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条の規定の適用については、第 4 条及び第 7 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 9 条及び第 10 条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第 14 条 市長は、ビジターハウスの管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、ビジターハウスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者にその収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第 8 条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 利用者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者は、国又は地方公共団体が利用する場合は、当該利用料金を後納させることができる。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

三豊市宝山湖公園条例の一部改正について

三豊市宝山湖公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市宝山湖公園条例の一部を改正する条例

三豊市宝山湖公園条例（平成 21 年三豊市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表芝生広場（1 区画）の部中学生以下の項中「4, 0 0 0」を「2, 0 0 0」に、
同部一般の項中「8, 0 0 0」を「4, 0 0 0」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

三豊市防災センター設置条例等の一部改正について

三豊市防災センター設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市防災センター設置条例等の一部を改正する条例

(三豊市防災センター設置条例の一部改正)

第1条 三豊市防災センター設置条例（平成18年三豊市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三豊市高瀬町防災センターの項の次に次のように加える。

三豊市山本町防災センター	三豊市山本町財田西380番地1
--------------	-----------------

(三豊市駐輪場条例の一部改正)

第2条 三豊市駐輪場条例（平成24年三豊市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

三豊市比地大駅駐輪場	三豊市豊中町比地大1082番地1、1083番地7
三豊市讃岐財田駅駐輪場	三豊市財田町財田上7279番地1

(三豊市公民館条例の一部改正)

第3条 三豊市公民館条例（平成18年三豊市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)公民館の表三豊市公民館の項中「三豊市豊中町本山甲201番地1」を「三豊市豊中町本山甲160番地1」に改め、同表三豊市山本町公民館の項中「三豊市山本町財田西375番地」を「三豊市山本町財田西154番地」に改め、同表三豊市三野町公民館の項中「三豊市三野町下高瀬569番地2」を「三豊市三野町下高瀬568番地2」に改め、同表三豊市豊中町公民館の項中「三豊市豊中町本山甲192番地1」を「三豊市豊中町本山甲160番地1」に改め、(2)公民館分館の表三豊市高瀬町公民館上高瀬分館の項中「三豊市高瀬町上高瀬740番地」を「三豊市高瀬町上高瀬751番地24」に改め、同表三豊市高瀬町公民館二ノ宮分館の項中「三豊市高瀬町佐股甲3344番地1」を「三豊市高瀬町佐股甲3343番地4」に改め、同表三豊市三野町公民館下高瀬分館の項中「三豊市三野町下高瀬752番地2」を「三豊市三野町下高瀬569番地2」に改め、同表三豊市詫間町公民館第3分館の項中「三豊市詫間町詫間」を「三豊市詫間町詫間2214番地2」に改める。

(三豊市集会所設置条例の一部改正)

第4条 三豊市集会所設置条例（平成18年三豊市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三豊市高瀬町前田集会所の項中「三豊市高瀬町比地中1854番地」を「三豊市高瀬町比地中1852番地」に改める。

(三豊市詫間町市民運動場条例の一部改正)

第5条 三豊市詫間町市民運動場条例（平成18年三豊市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「三豊市詫間町詫間6811番地、6812番地」を「三豊市詫間町詫間6811番地、6812番地1」に改める。

(三豊市宗吉かわらの里展示館及び三豊市宗吉瓦窯跡史跡公園条例の一部改正)

第6条 三豊市宗吉かわらの里展示館及び三豊市宗吉瓦窯跡史跡公園条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「

三豊市三野町吉津甲154番地1

 を

「

三豊市三野町吉津甲153番地1
三豊市三野町吉津甲154番地1

 に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 4 0 号

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する
条例

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成18年三豊市条例
第140号）の一部を次のように改正する。

別表第1 し尿並びに浄化槽汚泥、スカム及び洗浄水等の処理料の項中「三豊市 高
瀬町・三野町・豊中町・仁尾町・詫間町」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 4 1 号

三豊市介護保険条例の一部改正について

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市介護保険条例の一部を改正する条例

三豊市介護保険条例（平成 18 年三豊市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（保険料率）

第 2 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 38 条

第 1 項第 1 号に掲げる者 32,400 円

(2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 48,600 円

(3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 48,600 円

(4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 58,300 円

(5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 64,800 円

(6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 77,700 円

(7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 84,200 円

(8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 97,200 円

(9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 110,100 円

第 4 条第 3 項中「第 39 条第 1 項第 1 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ」に、「ハ」を「ニ」に、「又は第 6 号ロ」を「、第 6 号ロ、第 7 号ロ又は第 8 号ロ」に、「第 39 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで」を「第 38 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで」に改める。

附則に次の 3 項を加える。

7 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

8 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定

める日の翌日から行うものとする。

- 9 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の三豊市介護保険条例第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

三豊市福祉センター条例等の一部改正について

三豊市福祉センター条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市福祉センター条例等の一部を改正する条例

(三豊市福祉センター条例の一部改正)

第1条 三豊市福祉センター条例（平成 18 年三豊市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地の 1 3」を「三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 3」に改める。

第11条中「き損」を「毀損」に改める。

(三豊市保育所条例の一部改正)

第2条 三豊市保育所条例（平成 18 年三豊市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表三豊市立高瀬東部保育所の項中「三豊市高瀬町上高瀬 2 0 2 5 番地 3」を「三豊市高瀬町上高瀬 2 0 2 4 番地 2」に改め、同表三豊市立財田保育所の項中「三豊市財田町財田上 1 4 1 7 番地」を「三豊市財田町財田上 1 4 1 7 番地 1」に改める。

(三豊市児童館条例の一部改正)

第3条 三豊市児童館条例（平成 18 年三豊市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三豊市高瀬町前田児童館の項中「三豊市高瀬町比地中 1 8 5 4 番地」を「三豊市高瀬町比地中 1 8 5 2 番地」に改める。

(三豊市市営墓地管理条例の一部改正)

第4条 三豊市市営墓地管理条例（平成 18 年三豊市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第3条の表詫間中央霊園の項中「三豊市詫間町詫間 7 0 5 3 番地 1」を「三豊市詫間町詫間 7 0 5 3 番地 4」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 3 号

三豊市手数料条例の一部改正について

三豊市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市手数料条例の一部を改正する条例

三豊市手数料条例（平成 18 年三豊市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表鳥獣保護の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

議案第 4 4 号

三豊市農村環境改善センター条例及び三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部
改正について

三豊市農村環境改善センター条例及び三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市農村環境改善センター条例及び三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(三豊市農村環境改善センター条例の一部改正)

第1条 三豊市農村環境改善センター条例（平成18年三豊市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三豊市高瀬町農村環境改善センターの項中「三豊市高瀬町下勝間2344番地5」を「三豊市高瀬町下勝間2347番地1」に改め、同表三豊市豊中町農村環境改善センターの項中「三豊市豊中町本山甲192番地1」を「三豊市豊中町本山甲160番地1」に改める。

(三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第2条 三豊市市営住宅設置及び管理条例（平成18年三豊市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項、第41条第1項第4号及び第50条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改める。

別表1 公営住宅の部豊中地区の表荏打団地の項中「豊中町岡本1750番地」を「豊中町岡本1750番地1」に改め、同表福岡第4団地の項中「2」を「1」に改め、同部詫間地区の表中郷団地の項戸数の欄中「6」を「5」に改め、同表城下団地の項戸数の欄中「4」を「2」に改め、

城下 団地	昭和37 年度	詫間町詫間3 849番地1	木造平屋建	2	
----------	------------	------------------	-------	---	--

を削り、

同部仁尾地区の表父母団地の項を削り、2 改良住宅の部豊中地区の表福岡団地の項中「豊中町上高野3315番地」を「豊中町上高野3311番地1」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 4 5 号

瀬戸グリーンセンター更新工事事業に伴う負担金平準化基金条例の廃止について

瀬戸グリーンセンター更新工事事業に伴う負担金平準化基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

瀬戸グリーンセンター更新工事事業に伴う負担金平準化基金条例を廃止する条例

瀬戸グリーンセンター更新工事事業に伴う負担金平準化基金条例（平成21年三豊市条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 4 6 号

三豊市仁尾町ふれあい健康会館条例の廃止について

三豊市仁尾町ふれあい健康会館条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市仁尾町ふれあい健康会館条例を廃止する条例

三豊市仁尾町ふれあい健康会館条例（平成 18 年三豊市条例第 139 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 7 号

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三豊市行政組織条例の一部改正)

第1条 三豊市行政組織条例（平成18年三豊市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条健康福祉部の項中第6号を削り、同項中第7号を第6号とする。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表次世代育成支援行動計画策定委員会委員の項を削る。

(三豊市保育所条例の一部改正)

第3条 三豊市保育所条例（平成18年三豊市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育所における保育及び保育費用の徴収」を「管理運営及び保育料等」に改める。

第3条を次のように改める。

(保育料)

第3条 保護者又は扶養義務者は、保育料を納入しなければならない。

2 前項に規定する保育料の額は、三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年三豊市条例第●号）第2条に規定する額とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(延長保育)

第5条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項に規定する保育必要量（ただし、1月当たり平均275時間までの区分は除く。）を超えて保育を行うことができる。

2 前項に規定する保育を利用する者は、延長保育料を納入しなければならない。

3 前項に規定する延長保育料の額は、規則で定める。

(三豊市立幼稚園保育料条例の一部改正)

第4条 三豊市立幼稚園保育料条例（平成 18 年三豊市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(保育料)

第2条 保護者は、保育料を納入しなければならない。

2 前項に規定する保育料の額は、三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例（平成 27 年三豊市条例第●号）第2条に規定する額とする。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

(三豊市次世代育成支援行動計画策定委員会設置条例の廃止)

第5条 三豊市次世代育成支援行動計画策定委員会設置条例（平成 21 年三豊市条例第 7 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。ただし、第4条の規定は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に三豊市保育所条例及び三豊市立幼稚園保育料条例に規定する施設の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

議案第 4 8 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例

(三豊市公告式条例の一部改正)

第1条 三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「

教育委員会	委員長	月額 57,000
	委員	月額 51,000

」を「

教育委員会委員	月額 51,000
---------	-----------

」に改める。

(三豊市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第3条 三豊市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者又は学識経験者

(三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正)

第4条 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中「

副市長	734,000
-----	---------

」を「

副市長	734,000
-----	---------

教育長	6 6 5, 0 0 0
-----	--------------

」に改める。

(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「教育長及び」を削る。

(三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止)

第6条 三豊市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成18年三豊市条例第60号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第49号

香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について

広域水道事業体の設立のための連絡調整及び広域的な水道事業の計画の共同作成を行うため、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により、次のとおり規約を定め、香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置することについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年3月2日提出

三豊市長 横山 忠始

香川県広域水道事業体設立準備協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、香川県における広域的な水道事業等を経営する事業体（以下「広域水道事業体」という。）の設立のための連絡調整を図ること、及び広域的な水道事業の計画を共同して作成することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、香川県広域水道事業体設立準備協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける団体)

第3条 この協議会は、香川県、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 この協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 広域水道事業体の設立に係る連絡調整に関する事務
- (2) 広域水道事業体が経営する広域的な水道事業に係る計画の作成に関する事務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務
(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、香川県高松市に置く。

(組織)

第6条 協議会は、次の人員をもって組織する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委 員 13名

(会長及び副会長)

第7条 会長は、香川県知事の職にある者を、副会長は、高松市長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、会長又は副会長以外の関係団体の長をもってこれに充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、協議会の担任する事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 副会長及び委員のうち、3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長が予めこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、副会長及び委員のうち、半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事)

第12条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、関係団体の職員のうちから会長が選任する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、副会長及び委員を助ける。

4 前各項に定めるもののほか、幹事に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

第13条 協議会の担任する事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員の定数及びその配分は、関係団体の長の協議により定める。

3 関係団体の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該関係団体の職員のうちから、選任するものとする。

4 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該職員の属する関係団体の長にその解任を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の担任する事務の執行に要する費用は、関係団体が負担する。

2 前項の規定により各関係団体が負担すべき額は、関係団体の長の協議により定める。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第15条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、当該管理を関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。

(協議会の規程)

第16条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 0 号

指定管理者の指定について（三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市高瀬町総合交流ターミナル施設
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町上高瀬 7 6 8 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県高松市朝日新町 1 7 番 1 5 号
- (2) 名 称 株式会社創裕
- (3) 代表者 代表取締役社長 川北 哲

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 1 号

指定管理者の指定について（三豊市高瀬町産地形成促進施設）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市高瀬町産地形成促進施設
- (2) 位 置 香川県三豊市高瀬町上高瀬 7 6 9 番地 2

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県高松市朝日新町 1 7 番 1 5 号
- (2) 名 称 株式会社創裕
- (3) 代表者 代表取締役社長 川北 哲

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 2 号

指定管理者の指定について（三豊市栗島海洋記念公園）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市栗島海洋記念公園
- (2) 位 置 香川県三豊市詫間町栗島 1 4 1 8 番地 2 他

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県高松市朝日新町 1 7 番 1 5 号
- (2) 名 称 株式会社創裕
- (3) 代表者 代表取締役社長 川北 哲

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 3 号

指定管理者の指定について（三豊市山本町産地直売所）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市山本町産地直売所
- (2) 位 置 香川県三豊市山本町神田 3 5 4 9 番地 1

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県三豊市山本町神田 3 5 4 9 番地 1
- (2) 名 称 有限会社山本ふれあい市
- (3) 代表者 取締役 岩倉 光義

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

議案第 5 4 号

指定管理者の指定について（三豊市財田町土づくりセンター）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したので、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 三豊市財田町土づくりセンター
- (2) 位 置 香川県三豊市財田町財田中 5 3 4 9 番地 3

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 香川県高松市寿町一丁目 3 番 6 号
- (2) 名 称 香川県農業協同組合
- (3) 代表者 代表理事理事長 田辺 広

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 7 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

三豊市長 横山 忠始

参考資料

平成 27 年第 1 回三豊市議会定例会
提出議案(条例関係)
新旧対照表

	ページ番号
・議案第23号関係 (三豊市公文書等の管理に関する条例の制定について)	127
・議案第24号関係 (三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例の制定について)	130
・議案第25号関係 (三豊市基金の処分の特例に関する条例の制定について)	131
・議案第26号関係 (三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例の制定について)	132
・議案第27号関係 (三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例の制定について)	133
・議案第29号関係 (三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例の制定について)	134
・議案第32号関係 (三豊市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について)	135
・議案第33号関係 (三豊市防災会議条例の一部改正について)	136
・議案第34号関係 (三豊市消防団条例の一部改正について)	137
・議案第35号関係 (三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)	138
・議案第36号関係 (三豊市詫間町松崎コミュニティセンター条例の一部改正について)	150

	ページ番号
・議案第37号関係 (三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例の一部改正について)	151
・議案第38号関係 (三豊市宝山湖公園条例の一部改正について)	152
・議案第39号関係 (三豊市防災センター設置条例等の一部改正について)	153
・議案第40号関係 (三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について)	155
・議案第41号関係 (三豊市介護保険条例の一部改正について)	156
・議案第42号関係 (三豊市福祉センター条例等の一部改正について)	157
・議案第43号関係 (三豊市手数料条例の一部改正について)	158
・議案第44号関係 (三豊市農村環境改善センター条例及び三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について)	159
・議案第47号関係 (子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)	161
・議案第48号関係 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について)	163

【議案第 23 号関係】

三豊市公文書等の管理に関する条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 <u>イ 三豊市公文書等の管理に関する条例(平成27年三豊市条例第●号)第2条第3号に定める歴史公文書</u> <u>ウ 図書館</u>その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの (他の制度との調整) 第23条 この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定が適用されないこととされたもの又は<u>図書館その他これに類する市の施設</u>において管理されている<u>刊行物その他の記録</u>であつて、一般に<u>閲覧させる</u>ことができるとされているものについては、適用しない。 2・3 略	(定義) 第2条 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 <u>イ 文書館、図書館</u>その他これらに類する市の施設(<u>第23条においてこれらを「文書館等」という。</u>)において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの (他の制度との調整) 第23条 この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定が適用されないこととされたもの又は<u>文書館等</u>において管理されている<u>行政文書</u>であつて、一般に<u>閲覧させ、若しくは貸し出す</u>ことができるとされているものについては、適用しない。 2・3 略

【附則第4項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)	現 行																
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																
(単位:円)	(単位:円)																
<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td><u>公文書等管理委員会委員</u></td><td>日額 8,000</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	略		<u>公文書等管理委員会委員</u>	日額 8,000	略		<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td><u>文書館協議会委員</u></td><td>日額 8,000</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	略		<u>文書館協議会委員</u>	日額 8,000	略	
区分	報酬額																
略																	
<u>公文書等管理委員会委員</u>	日額 8,000																
略																	
区分	報酬額																
略																	
<u>文書館協議会委員</u>	日額 8,000																
略																	

【附則第5項関係】 三豊市文書館条例(平成19年三豊市条例第41号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(設置) 第1条 <u>本市の歴史公文書、刊行物その他の記録を収集、保存し、</u>広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。 (定義) 第2条 略 (1) <u>実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</u> (2) <u>行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが</u>	(設置) 第1条 <u>郷土の歴史的、文化的価値を有する市の非現用文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集し、保存し、</u>広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与するため、文書館を設置する。 (定義) 第2条 略 (1) <u>行政文書 三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号)第2条第2号に規定する行政文書をいう。</u> (2) <u>非現用文書 保存期間が満了した行政文書で、職員が現に利用に供しなくなったものをいう。</u>

できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史公文書

ウ 図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 歴史公文書 郷土の歴史的若しくは文化的な価値を有する行政文書又は地域資料(市行政の推移が歴史的に跡付けられるものとして市長が認める文書をいう。)であって、文書館に移管され、又は寄贈若しくは寄託を受けたものをいう。

(4) 公文書等 行政文書及び歴史公文書をいう。

(職員)

第4条 文書館に、館長、専門職員その他必要な職員を置く。

2 館長は、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 専門職員その他の職員は、館長の命を受け、所掌の事務を処理する。

(業務)

第5条 略

(1) 歴史公文書、刊行物その他の記録の整理及び保存に関すること。

(2) 歴史公文書、刊行物その他の記録の利用に関すること。

(3) 歴史公文書、刊行物その他の記録の知識の普及及び啓発に関すること。

(4) 歴史公文書、刊行物その他の記録の調査及び研究に関すること。

(5) 略

(削除)

(削除)

(3) 地域資料 市以外の法人、個人、団体等が所有する記録資料をいう。

(4) 永久保存文書等 郷土の歴史的、文化的価値を有する非現用文書、地域資料、刊行物その他の記録をいう。

(職員)

第4条 三豊市文書館(以下「文書館」という。)に、館長、専門職員その他必要な職員を置く。

(業務)

第5条 略

(1) 永久保存文書等の収集、整理及び保存に関すること。

(2) 永久保存文書等の利用に関すること。

(3) 永久保存文書等の知識の普及及び啓発に関すること。

(4) 永久保存文書等の調査及び研究に関すること。

(5) 略

(行政文書の移管等)

第6条 市長は、非現用文書を速やかに文書館に移管するものとする。

2 刊行物その他の記録の移管については、非現用文書の移管に準じて行うものとする。

3 前2項の規定により非現用文書及び刊行物その他の記録を移管する基準は、規則で定める。

(永久保存文書等の利用及び利用制限)

第7条 市長は、永久保存文書等を一般の利用に供するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する永久保存文書等については、学術研究上特に必要があると認めた場合を除き、利用を制限することができる。

(1) 法令の規定により公開することができない情報が記録されている物

(2) 市以外の法人、個人、団体等の権利、利益等を侵害するおそれがある情報が記録されている物

(3) 損傷しやすい等、保存上支障のある物

(4) 寄贈者又は寄託者と利用の制限について特約がある物

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上の理由等により利用を制限することが必要と認められる物

(費用負担) 第6条 文書館の入館料は、無料とする。 (削除) (入館の制限) 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (損害賠償等) 第8条 利用者は、文書館の施設、備品、<u>歴史公文書、刊行物その他の記録</u>その他の文書館が管理する物を滅失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。 2 略 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。	(費用負担) 第8条 文書館の入館料<u>及び永久保存文書等の利用に係る手数料</u>は、無料とする。 2 永久保存文書等の写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担するものとする。 (入館の制限) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (損害賠償等) 第10条 利用者は、文書館の施設、備品、<u>永久保存文書等</u>その他の文書館が管理する物を滅失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。 2 略 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。
--	---

【議案第 24 号関係】

三豊市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位:円)		(単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
総合計画審議会委員	日額 8,000	総合計画審議会委員	日額 8,000
まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員	日額 8,000		
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第 25 号関係】

三豊市基金の処分の特例に関する条例 新旧対照表(抄)

【附則第2項関係】 三豊市合併振興基金条例(平成25年三豊市条例第4号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(処分) 第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。 2 前項の場合においては、当該処分を実施する年度の前年度までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった額の範囲内において処分するものとする。 (削除)	(処分) 第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。 2 前項の場合においては、当該処分を実施する年度の前年度までに基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった額の範囲内において処分するものとする。 <u>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、基金に属する現金を金融機関に預金している場合において、当該金融機関に係る保険事故の発生したときは、当該金融機関に対する借入債務と当該預金に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。</u>

【附則第3項関係】 三豊市すこやか子ども基金条例(平成26年三豊市条例第20号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(処分) 第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために、次の各号に掲げるいずれかの事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。 (1)～(8) 略 (削除)	(処分) 第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために、次の各号に掲げるいずれかの事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。 (1)～(8) 略 <u>2 前2項の規定にかかわらず、市長は、基金に属する現金を金融機関に預金している場合において、当該金融機関に係る保険事故の発生したときは、当該金融機関に対する借入債務と当該預金に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。</u>

【議案第 26 号関係】

三豊市がんばる企業応援事業補助金審査委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位:円)		(単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
産業振興審議会委員	日額 8,000	産業振興審議会委員	日額 8,000
<u>がんばる企業応援事業補助金審査委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第 27 号関係】

三豊市ものづくり大賞審査委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位:円)		(単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
ものづくり大賞審査委員会委員	日額 8,000		
環境審議会委員	日額 8,000	環境審議会委員	日額 8,000
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第 29 号関係】

三豊市事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会設置条例 新旧対照表(抄)

【附則第3項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位:円)		(単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会委員	日額 8,000	特定教育・保育施設の利用に関する選考委員会委員	日額 8,000
<u>事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金審査委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第 32 号関係】

三豊市いじめ問題対策連絡協議会等条例 新旧対照表(抄)

【附則第5項関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(単位:円)		(単位:円)	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
個人情報保護審議会委員	日額 8,000	個人情報保護審議会委員	日額 8,000
<u>いじめ問題再調査委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
略		略	
三豊市立永康病院事業運営審議会委員	日額 8,000	三豊市立永康病院事業運営審議会委員	日額 8,000
<u>いじめ問題対策連絡協議会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
<u>いじめ問題調査委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>		
略		略	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。		備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

【議案第 33 号関係】

三豊市防災会議条例(平成18年三豊市条例第19号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(事務局) 第5条 防災会議の事務を処理するため、防災会議に事務局を置く。 2 事務局は、事務局長その他の職員で構成する。 3 事務局長は、<u>総務部危機管理課長</u>の職にある者をもって充てる。 4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。	(事務局) 第5条 防災会議の事務を処理するため、防災会議に事務局を置く。 2 事務局は、事務局長その他の職員で構成する。 3 事務局長は、<u>総務部総務課長</u>の職にある者をもって充てる。 4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

【議案第 34 号関係】

三豊市消防団条例(平成18年三豊市条例第203号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)			現 行		
(費用弁償)			(費用弁償)		
第14条 団員が水火災、警戒、訓練その他の職務に従事する場合においては、次に定める費用を弁償する。			第14条 団員が水火災、警戒、訓練その他の職務に従事する場合においては、次に定める費用を弁償する。		
区分	金額	支給単位	区分	金額	支給単位
水火災	2,500円	1人当たり1回	水火災	2,500円	1人当たり1回
警戒	2,000円		警戒	2,000円	
訓練	2,000円		訓練	2,000円	
方面隊運営	2,000円	1人当たり年額			1人当たり年額
分団運営	18,000円		分団運営	18,000円	
2～3 略			2～3 略		

【議案第 35 号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(地域手当) 第12条 地域手当は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、<u>100分の16</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。 (通勤手当) 第16条 略 (1)～(3) 略 2 略 (1) 略 (2) 略 ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 <u>2,700円</u> イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>5,500円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>8,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>11,100円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,700円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,500円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,300円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,100円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>27,900円</u> サ 使用距離が片道<u>50キロメートル以上</u>である職員 <u>30,700円</u> (削除) (削除) (3) 略 3～6 略 (管理職員特別勤務手当) 第24条の2 前条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職手当受給職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。	(地域手当) 第12条 地域手当は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、<u>100分の15</u>を乗じて得た月額の地域手当を支給する。 (通勤手当) 第16条 略 (1)～(3) 略 2 略 (1) 略 (2) 略 ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 <u>2,000円</u> イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 <u>4,200円</u> ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道<u>50キロメートル以上55キロメートル未満</u>である職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u> (3) 略 3～6 略

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第18条から第20条までの規定は、管理職手当受給職員には適用しない。

2 略

附 則

(削除)

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第18条から第20条までの規定は、前条第1項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2 略

附 則

11 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。))に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第13項及び第14項において「最低号給に達しない場合」という。))にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第13項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合

(削除)

(削除)

を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第29条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第30条第1項から第4項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 第30条第1項 前各号に定める額
- イ 第30条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ウ 第30条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第30条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表	6級又は7級

12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条から第20条まで及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地

(削除)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800

域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日等の日数に4分の31を乗じたものを減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

14 附則第11項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700
	13	151,800	208,600	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500

37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000		
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300		
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500		
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700		
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000		
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300		

37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200
58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200	
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800	
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100	
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700	
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400	
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900	
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400	
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100	
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800	
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500	
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000	
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700	
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400	
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100	
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600	
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100		
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800		
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500		
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000		
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700		
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400		
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100		
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600		
86	241,000	295,900	344,000	383,900			
87	241,700	296,200	344,500	384,500			
88	242,400	296,600	344,900	385,100			
89	243,100	296,900	345,200	385,800			
90	243,600	297,300	345,600	386,400			
91	244,100	297,700	346,100	387,000			

92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500		
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700		
94		292,500	340,300	379,300			
95		292,900	340,800	379,900			
96		293,300	341,200	380,500			
97		293,500	341,300	381,200			
98		293,800	341,800	381,800			
99		294,200	342,200	382,400			
100		294,600	342,500	383,000			
101		294,800	342,800	383,700			
102		295,100	343,200	384,300			
103		295,500	343,600	384,900			
104		295,800	344,000	385,500			
105		296,000	344,500	386,200			
106		296,300	344,900				
107		296,700	345,300				
108		297,000	345,700				
109		297,200	346,200				
110		297,600	346,600				
111		298,000	346,900				
112		298,300	347,200				
113		298,400	347,700				
114		298,700					
115		299,000					
116		299,400					
117		299,600					
118		299,800					
119		300,100					
120		300,400					
121		300,800					
122		301,000					
123		301,300					
124		301,600					
125		301,900					
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(削除)

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

略

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

(削除)

イ 医療職給料表(二)

職員	職	1級	2級	3級	4級	5級
----	---	----	----	----	----	----

92	244,600	298,100	346,500	387,600			
93	244,900	298,200	346,700	388,300			
94		298,500	347,100	388,900			
95		298,900	347,600	389,500			
96		299,300	348,000	390,100			
97		299,500	348,100	390,800			
98		299,800	348,600	391,400			
99		300,200	349,100	392,000			
100		300,600	349,400	392,600			
101		300,800	349,700	393,300			
102		301,100	350,100	393,900			
103		301,500	350,500	394,500			
104		301,800	350,900	395,100			
105		302,000	351,400	395,800			
106		302,300	351,800				
107		302,700	352,200				
108		303,000	352,600				
109		303,200	353,100				
110		303,600	353,500				
111		304,000	353,900				
112		304,300	354,200				
113		304,400	354,700				
114		304,700					
115		305,000					
116		305,400					
117		305,600					
118		305,800					
119		306,100					
120		306,400					
121		306,800					
122		307,000					
123		307,300					
124		307,600					
125		308,000					
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

略

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

イ 医療職給料表(二)

職員	職	1級	2級	3級	4級	5級
----	---	----	----	----	----	----

の区分	務 の 級					
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員			円	円	円	円
	1		142,400	180,300	215,500	242,000
	2		143,800	181,900	217,100	243,400
	3		145,200	183,500	218,700	244,700
	4		146,600	185,100	220,300	246,100
	5		147,800	186,600	221,700	247,400
	6		149,600	188,200	223,300	248,700
	7		151,300	189,800	224,800	250,000
	8		153,000	191,300	226,400	251,300
	9		154,700	192,900	227,900	252,700
	10		156,400	194,600	229,400	253,700
	11		158,100	196,200	230,800	254,900
	12		159,900	197,900	232,200	256,100
	13		161,400	199,500	234,000	257,400
	14		163,300	201,100	235,400	259,100
	15		165,300	202,700	236,700	260,700
	16		167,200	204,300	238,100	262,300
	17		169,100	205,800	239,400	263,900
	18		171,000	207,500	240,700	265,800
	19		172,800	209,200	242,000	267,600
	20		174,700	210,900	243,300	269,500
	21		176,600	212,200	244,700	271,300
	22		178,100	213,700	245,800	273,100
	23		179,600	215,100	247,000	275,000
	24		181,100	216,600	248,200	276,800
	25		182,700	218,000	249,400	278,600
	26		184,200	219,400	251,000	280,500
	27		185,700	220,800	252,500	282,400
	28		187,100	222,100	254,000	284,200
	29		188,700	223,600	255,500	286,200
	30		190,000	225,000	257,300	288,100
	31		191,300	226,600	259,100	289,900
	32		192,600	228,000	260,800	291,800
	33		194,000	229,500	262,300	293,600
	34		195,400	230,900	264,100	295,300
	35		196,800	232,100	265,800	297,100
	36		198,200	233,400	267,600	298,900
	37		199,300	234,900	269,100	300,400
	38		200,600	236,200	270,800	302,100
	39		201,900	237,500	272,500	303,800
	40		203,200	238,900	274,200	305,400
	41		204,400	240,200	275,900	307,200
	42		205,600	241,600	277,500	308,900
	43		206,800	242,900	279,200	310,500
	44		208,000	244,000	280,900	312,200
	45		209,200	245,200	282,500	313,400
	46		210,300	246,700	284,200	314,800
	47		211,400	248,300	285,900	316,300
	48		212,500	249,800	287,500	317,900
	49		213,600	251,400	288,900	319,400
	50		214,600	252,800	290,500	320,700

の区分	務 の 級					
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員			円	円	円	円
	1		142,400	180,300	215,500	243,700
	2		143,800	181,900	217,100	245,300
	3		145,200	183,500	218,700	246,900
	4		146,600	185,100	220,300	248,500
	5		147,800	186,600	221,900	249,900
	6		149,600	188,200	223,600	251,500
	7		151,300	189,800	225,300	253,000
	8		153,000	191,300	227,000	254,600
	9		154,700	192,900	228,600	256,000
	10		156,400	194,600	230,400	257,500
	11		158,100	196,200	232,100	259,000
	12		159,900	197,900	233,800	260,500
	13		161,400	199,500	235,600	261,900
	14		163,300	201,100	237,200	263,800
	15		165,300	202,700	238,800	265,700
	16		167,200	204,300	240,400	267,500
	17		169,100	205,800	241,800	269,200
	18		171,000	207,500	243,400	271,100
	19		172,800	209,200	244,900	273,000
	20		174,700	210,900	246,500	274,900
	21		176,600	212,400	248,000	276,700
	22		178,100	214,000	249,500	278,600
	23		179,600	215,600	251,000	280,500
	24		181,100	217,200	252,500	282,400
	25		182,700	218,700	253,900	284,300
	26		184,200	220,300	255,600	286,200
	27		185,700	221,900	257,300	288,100
	28		187,100	223,500	259,000	290,000
	29		188,700	225,100	260,700	292,000
	30		190,000	226,800	262,500	293,900
	31		191,300	228,500	264,300	295,800
	32		192,600	230,200	266,100	297,700
	33		194,000	231,800	267,600	299,500
	34		195,400	233,400	269,400	301,300
	35		196,800	234,900	271,200	303,100
	36		198,200	236,500	273,000	304,900
	37		199,300	238,000	274,600	306,500
	38		200,600	239,600	276,300	308,200
	39		201,900	241,200	278,000	309,900
	40		203,200	242,800	279,700	311,600
	41		204,400	244,200	281,400	313,400
	42		205,600	245,700	283,100	315,100
	43		206,800	247,200	284,800	316,800
	44		208,000	248,700	286,500	318,500
	45		209,200	250,100	288,200	319,700
	46		210,300	251,700	289,900	321,200
	47		211,400	253,300	291,600	322,700
	48		212,500	254,900	293,300	324,300
	49		213,600	256,500	294,700	325,800
	50		214,600	257,900	296,300	327,100

51	215,600	<u>254,200</u>	<u>292,000</u>	<u>321,900</u>	<u>364,800</u>
52	216,600	<u>255,600</u>	<u>293,600</u>	<u>323,200</u>	<u>365,800</u>
53	217,400	<u>256,700</u>	<u>295,000</u>	<u>324,300</u>	<u>366,600</u>
54	218,400	<u>258,100</u>	<u>296,500</u>	<u>325,300</u>	<u>367,400</u>
55	219,300	<u>259,500</u>	<u>297,900</u>	<u>326,400</u>	<u>368,300</u>
56	220,300	<u>260,900</u>	<u>299,400</u>	<u>327,400</u>	<u>369,200</u>
57	221,100	<u>261,900</u>	<u>300,700</u>	<u>327,900</u>	<u>369,700</u>
58	222,000	<u>263,200</u>	<u>301,900</u>	<u>328,800</u>	<u>370,500</u>
59	222,900	<u>264,500</u>	<u>303,200</u>	<u>329,600</u>	<u>371,300</u>
60	223,800	<u>265,800</u>	<u>304,600</u>	<u>330,500</u>	<u>372,100</u>
61	224,700	<u>266,800</u>	<u>305,900</u>	<u>331,300</u>	<u>372,500</u>
62	225,700	<u>268,000</u>	<u>307,100</u>	<u>331,600</u>	<u>373,200</u>
63	226,700	<u>269,300</u>	<u>308,400</u>	<u>332,200</u>	<u>373,900</u>
64	227,800	<u>270,600</u>	<u>309,600</u>	<u>332,900</u>	<u>374,600</u>
65	228,500	<u>271,600</u>	<u>311,000</u>	<u>333,500</u>	<u>375,000</u>
66	229,400	<u>272,700</u>	<u>311,800</u>	<u>334,200</u>	<u>375,600</u>
67	230,300	<u>273,800</u>	<u>312,600</u>	<u>334,900</u>	<u>376,300</u>
68	231,200	<u>274,900</u>	<u>313,400</u>	<u>335,600</u>	<u>376,900</u>
69	231,900	<u>276,000</u>	<u>314,000</u>	<u>336,300</u>	<u>377,300</u>
70	232,600	<u>277,000</u>	<u>314,700</u>	<u>336,800</u>	<u>377,800</u>
71	233,300	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>337,400</u>	<u>378,300</u>
72	234,000	<u>279,200</u>	<u>316,000</u>	<u>338,000</u>	<u>378,800</u>
73	234,700	<u>280,100</u>	<u>316,700</u>	<u>338,300</u>	<u>379,400</u>
74	235,500	<u>280,800</u>	<u>316,900</u>	<u>338,900</u>	<u>379,900</u>
75	236,300	<u>281,400</u>	<u>317,500</u>	<u>339,400</u>	<u>380,500</u>
76	237,100	<u>282,200</u>	<u>318,100</u>	<u>340,000</u>	<u>381,100</u>
77	237,700	<u>283,000</u>	<u>318,700</u>	<u>340,500</u>	<u>381,600</u>
78	238,300	<u>283,600</u>	<u>319,200</u>	<u>341,000</u>	<u>382,100</u>
79	238,900	<u>284,200</u>	<u>319,700</u>	<u>341,500</u>	<u>382,600</u>
80	239,500	<u>284,800</u>	<u>320,200</u>	<u>341,900</u>	<u>383,100</u>
81	239,900	<u>285,500</u>	<u>320,800</u>	<u>342,200</u>	<u>383,400</u>
82	240,300	<u>286,000</u>	<u>321,300</u>	<u>342,500</u>	<u>383,900</u>
83	240,700	<u>286,400</u>	<u>321,700</u>	<u>342,900</u>	<u>384,300</u>
84	241,100	<u>286,800</u>	<u>322,200</u>	<u>343,200</u>	<u>384,700</u>
85	241,500	<u>287,000</u>	<u>322,700</u>	<u>343,700</u>	<u>385,100</u>
86		<u>287,200</u>	<u>323,100</u>	<u>344,000</u>	
87		<u>287,400</u>	<u>323,300</u>	<u>344,300</u>	
88		<u>287,600</u>	<u>323,700</u>	<u>344,600</u>	
89		<u>288,000</u>	<u>324,100</u>	<u>345,000</u>	
90		<u>288,200</u>	<u>324,500</u>	<u>345,300</u>	
91		<u>288,400</u>	<u>324,900</u>	<u>345,700</u>	
92		<u>288,600</u>	<u>325,300</u>	<u>346,000</u>	
93		<u>289,000</u>	<u>325,600</u>	<u>346,400</u>	
94		<u>289,200</u>	<u>325,800</u>	<u>346,700</u>	
95		<u>289,400</u>	<u>326,200</u>	<u>347,000</u>	
96		<u>289,700</u>	<u>326,500</u>	<u>347,300</u>	
97		<u>290,100</u>	<u>326,700</u>	<u>347,600</u>	
98		<u>290,400</u>	<u>327,000</u>	<u>348,000</u>	
99		<u>290,600</u>	<u>327,300</u>	<u>348,400</u>	
100		<u>290,900</u>	<u>327,600</u>	<u>348,800</u>	
101		<u>291,200</u>	<u>327,800</u>	<u>349,300</u>	
102		<u>291,400</u>	<u>328,100</u>	<u>349,700</u>	
103		<u>291,600</u>	<u>328,500</u>	<u>350,100</u>	
104		<u>291,900</u>	<u>328,700</u>	<u>350,500</u>	
105		<u>292,200</u>	<u>328,800</u>	<u>351,000</u>	

51	215,600	<u>259,300</u>	<u>297,900</u>	<u>328,400</u>	<u>372,100</u>
52	216,600	<u>260,700</u>	<u>299,500</u>	<u>329,700</u>	<u>373,100</u>
53	217,400	<u>261,900</u>	<u>300,900</u>	<u>330,800</u>	<u>373,900</u>
54	218,400	<u>263,300</u>	<u>302,400</u>	<u>331,800</u>	<u>374,800</u>
55	219,300	<u>264,700</u>	<u>303,900</u>	<u>332,900</u>	<u>375,700</u>
56	220,300	<u>266,100</u>	<u>305,400</u>	<u>334,000</u>	<u>376,600</u>
57	221,100	<u>267,200</u>	<u>306,700</u>	<u>334,500</u>	<u>377,200</u>
58	222,000	<u>268,500</u>	<u>308,000</u>	<u>335,400</u>	<u>378,000</u>
59	222,900	<u>269,800</u>	<u>309,300</u>	<u>336,200</u>	<u>378,800</u>
60	223,800	<u>271,100</u>	<u>310,700</u>	<u>337,100</u>	<u>379,600</u>
61	224,700	<u>272,200</u>	<u>312,000</u>	<u>337,900</u>	<u>380,000</u>
62	225,700	<u>273,400</u>	<u>313,300</u>	<u>338,200</u>	<u>380,700</u>
63	226,700	<u>274,700</u>	<u>314,600</u>	<u>338,900</u>	<u>381,400</u>
64	227,800	<u>276,000</u>	<u>315,900</u>	<u>339,600</u>	<u>382,100</u>
65	228,500	<u>277,100</u>	<u>317,300</u>	<u>340,200</u>	<u>382,600</u>
66	229,400	<u>278,200</u>	<u>318,100</u>	<u>340,900</u>	<u>383,200</u>
67	230,300	<u>279,300</u>	<u>318,900</u>	<u>341,600</u>	<u>383,900</u>
68	231,200	<u>280,400</u>	<u>319,700</u>	<u>342,300</u>	<u>384,500</u>
69	231,900	<u>281,500</u>	<u>320,300</u>	<u>343,000</u>	<u>385,000</u>
70	232,600	<u>282,600</u>	<u>321,000</u>	<u>343,600</u>	<u>385,500</u>
71	233,300	<u>283,700</u>	<u>321,700</u>	<u>344,200</u>	<u>386,000</u>
72	234,000	<u>284,800</u>	<u>322,300</u>	<u>344,800</u>	<u>386,500</u>
73	234,700	<u>285,700</u>	<u>323,100</u>	<u>345,100</u>	<u>387,100</u>
74	235,500	<u>286,400</u>	<u>323,300</u>	<u>345,700</u>	<u>387,600</u>
75	236,300	<u>287,100</u>	<u>323,900</u>	<u>346,200</u>	<u>388,200</u>
76	237,100	<u>287,900</u>	<u>324,500</u>	<u>346,800</u>	<u>388,800</u>
77	237,700	<u>288,700</u>	<u>325,100</u>	<u>347,300</u>	<u>389,300</u>
78	238,300	<u>289,300</u>	<u>325,600</u>	<u>347,800</u>	<u>389,800</u>
79	238,900	<u>289,900</u>	<u>326,100</u>	<u>348,300</u>	<u>390,400</u>
80	239,500	<u>290,500</u>	<u>326,600</u>	<u>348,800</u>	<u>391,000</u>
81	239,900	<u>291,200</u>	<u>327,200</u>	<u>349,100</u>	<u>391,500</u>
82	240,300	<u>291,700</u>	<u>327,700</u>	<u>349,400</u>	<u>392,100</u>
83	240,700	<u>292,200</u>	<u>328,200</u>	<u>349,800</u>	<u>392,700</u>
84	241,100	<u>292,600</u>	<u>328,700</u>	<u>350,100</u>	<u>393,300</u>
85	241,500	<u>292,800</u>	<u>329,200</u>	<u>350,600</u>	<u>394,000</u>
86		<u>293,000</u>	<u>329,600</u>	<u>350,900</u>	
87		<u>293,200</u>	<u>329,800</u>	<u>351,200</u>	
88		<u>293,400</u>	<u>330,200</u>	<u>351,500</u>	
89		<u>293,800</u>	<u>330,600</u>	<u>351,900</u>	
90		<u>294,000</u>	<u>331,000</u>	<u>352,200</u>	
91		<u>294,200</u>	<u>331,400</u>	<u>352,600</u>	
92		<u>294,400</u>	<u>331,800</u>	<u>352,900</u>	
93		<u>294,800</u>	<u>332,200</u>	<u>353,300</u>	
94		<u>295,000</u>	<u>332,400</u>	<u>353,600</u>	
95		<u>295,200</u>	<u>332,800</u>	<u>354,000</u>	
96		<u>295,500</u>	<u>333,100</u>	<u>354,300</u>	
97		<u>295,900</u>	<u>333,300</u>	<u>354,600</u>	
98		<u>296,200</u>	<u>333,600</u>	<u>355,000</u>	
99		<u>296,500</u>	<u>333,900</u>	<u>355,400</u>	
100		<u>296,800</u>	<u>334,200</u>	<u>355,800</u>	
101		<u>297,100</u>	<u>334,400</u>	<u>356,300</u>	
102		<u>297,300</u>	<u>334,700</u>	<u>356,700</u>	
103		<u>297,600</u>	<u>335,100</u>	<u>357,100</u>	
104		<u>297,900</u>	<u>335,300</u>	<u>357,500</u>	
105		<u>298,200</u>	<u>335,400</u>	<u>358,000</u>	

	106			<u>329,100</u>	<u>351,400</u>	
	107			<u>329,500</u>	<u>351,800</u>	
	108			<u>329,700</u>	<u>352,200</u>	
	109			<u>329,900</u>	<u>352,700</u>	
	110			<u>330,300</u>	<u>353,100</u>	
	111			<u>330,700</u>	<u>353,500</u>	
	112			<u>331,100</u>	<u>353,900</u>	
	113			<u>331,300</u>	<u>354,400</u>	
再任用職員		<u>186,400</u>	<u>213,000</u>	<u>241,200</u>	<u>254,600</u>	<u>279,800</u>

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(削除)

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	<u>254,800</u>	<u>281,500</u>
	2	157,000	185,000	233,200	<u>255,800</u>	<u>283,400</u>
	3	158,500	187,100	235,000	<u>256,800</u>	<u>285,400</u>
	4	159,900	189,200	236,800	<u>257,900</u>	<u>287,400</u>
	5	161,300	191,300	238,200	<u>258,900</u>	<u>289,200</u>
	6	162,800	193,600	239,600	<u>260,000</u>	<u>291,000</u>
	7	164,300	195,900	240,800	<u>260,900</u>	<u>292,900</u>
	8	165,800	198,200	242,100	<u>262,000</u>	<u>294,800</u>
	9	167,100	200,600	243,300	<u>263,300</u>	<u>296,700</u>
	10	168,800	202,000	244,400	<u>264,100</u>	<u>298,600</u>
	11	170,400	203,400	245,400	<u>265,400</u>	<u>300,400</u>
	12	172,000	204,800	246,500	<u>266,700</u>	<u>302,300</u>
	13	173,500	206,200	247,800	<u>268,000</u>	<u>304,000</u>
	14	175,500	207,700	248,900	<u>269,500</u>	<u>305,700</u>
	15	177,500	209,200	249,900	<u>270,800</u>	<u>307,500</u>
	16	179,500	210,500	250,900	<u>272,300</u>	<u>309,300</u>
	17	181,700	211,900	251,900	<u>273,700</u>	<u>311,200</u>
	18	183,800	213,400	252,900	<u>275,200</u>	<u>312,800</u>
	19	185,900	214,900	254,000	<u>276,600</u>	<u>314,500</u>
	20	188,000	216,400	255,000	<u>278,100</u>	<u>316,200</u>
	21	190,100	217,800	256,000	<u>279,700</u>	<u>317,700</u>
	22	192,300	219,500	257,000	<u>281,300</u>	<u>319,300</u>
	23	194,500	221,200	258,100	<u>282,800</u>	<u>320,900</u>
	24	196,700	222,900	259,200	<u>284,300</u>	<u>322,400</u>
	25	198,800	224,300	260,400	<u>285,600</u>	<u>324,100</u>
	26	200,100	226,000	261,900	<u>287,400</u>	<u>325,500</u>
	27	201,400	227,700	263,200	<u>289,200</u>	<u>327,000</u>
	28	202,700	229,400	264,600	<u>290,900</u>	<u>328,600</u>
	29	203,900	231,000	266,000	<u>292,500</u>	<u>330,000</u>
	30	205,100	232,400	267,600	<u>294,200</u>	<u>331,500</u>
	31	206,400	233,700	269,200	<u>295,800</u>	<u>332,900</u>

	106			<u>335,700</u>	<u>358,400</u>	
	107			<u>336,100</u>	<u>358,800</u>	
	108			<u>336,300</u>	<u>359,200</u>	
	109			<u>336,500</u>	<u>359,700</u>	
	110			<u>336,900</u>	<u>360,100</u>	
	111			<u>337,300</u>	<u>360,500</u>	
	112			<u>337,700</u>	<u>360,900</u>	
	113			<u>337,900</u>	<u>361,400</u>	
再任用職員		<u>186,800</u>	<u>213,500</u>	<u>245,700</u>	<u>259,300</u>	<u>285,500</u>

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	<u>256,600</u>	<u>287,200</u>
	2	157,000	185,000	233,200	<u>257,800</u>	<u>289,200</u>
	3	158,500	187,100	235,000	<u>259,100</u>	<u>291,200</u>
	4	159,900	189,200	236,800	<u>260,400</u>	<u>293,200</u>
	5	161,300	191,300	238,400	<u>261,500</u>	<u>295,000</u>
	6	162,800	193,600	239,900	<u>262,900</u>	<u>296,900</u>
	7	164,300	195,900	241,400	<u>264,100</u>	<u>298,800</u>
	8	165,800	198,200	242,800	<u>265,500</u>	<u>300,700</u>
	9	167,100	200,600	244,100	<u>266,900</u>	<u>302,700</u>
	10	168,800	202,000	245,500	<u>268,100</u>	<u>304,600</u>
	11	170,400	203,400	246,800	<u>269,700</u>	<u>306,500</u>
	12	172,000	204,800	248,200	<u>271,300</u>	<u>308,400</u>
	13	173,500	206,200	249,500	<u>272,800</u>	<u>310,100</u>
	14	175,500	207,700	250,800	<u>274,400</u>	<u>311,900</u>
	15	177,500	209,200	252,100	<u>276,000</u>	<u>313,700</u>
	16	179,500	210,500	253,400	<u>277,600</u>	<u>315,500</u>
	17	181,700	211,900	254,400	<u>279,200</u>	<u>317,400</u>
	18	183,800	213,400	255,800	<u>280,700</u>	<u>319,100</u>
	19	185,900	214,900	257,100	<u>282,200</u>	<u>320,800</u>
	20	188,000	216,400	258,400	<u>283,700</u>	<u>322,500</u>
	21	190,100	217,800	259,500	<u>285,300</u>	<u>324,100</u>
	22	192,300	219,500	260,900	<u>286,900</u>	<u>325,700</u>
	23	194,500	221,200	262,300	<u>288,500</u>	<u>327,300</u>
	24	196,700	222,900	263,700	<u>290,000</u>	<u>328,900</u>
	25	198,800	224,300	265,100	<u>291,400</u>	<u>330,600</u>
	26	200,100	226,000	266,700	<u>293,200</u>	<u>332,100</u>
	27	201,400	227,700	268,200	<u>295,000</u>	<u>333,600</u>
	28	202,700	229,400	269,800	<u>296,800</u>	<u>335,200</u>
	29	203,900	231,200	271,400	<u>298,400</u>	<u>336,600</u>
	30	205,100	232,700	273,000	<u>300,100</u>	<u>338,100</u>
	31	206,400	234,200	274,600	<u>301,800</u>	<u>339,600</u>

32	207,600	<u>234,900</u>	<u>270,700</u>	<u>297,500</u>	<u>334,400</u>
33	208,900	<u>236,300</u>	<u>272,300</u>	<u>299,000</u>	<u>336,100</u>
34	210,200	<u>237,400</u>	<u>273,800</u>	<u>300,500</u>	<u>337,600</u>
35	211,500	<u>238,400</u>	<u>275,200</u>	<u>302,100</u>	<u>339,200</u>
36	212,800	<u>239,600</u>	<u>276,600</u>	<u>303,700</u>	<u>340,700</u>
37	214,200	<u>240,800</u>	<u>278,200</u>	<u>305,200</u>	<u>342,400</u>
38	215,600	<u>241,900</u>	<u>279,600</u>	<u>306,700</u>	<u>344,000</u>
39	217,000	<u>242,900</u>	<u>281,100</u>	<u>308,300</u>	<u>345,500</u>
40	218,400	<u>244,000</u>	<u>282,500</u>	<u>309,900</u>	<u>347,100</u>
41	219,500	<u>244,900</u>	<u>284,100</u>	<u>311,500</u>	<u>348,300</u>
42	220,900	<u>245,900</u>	<u>285,700</u>	<u>312,900</u>	<u>349,800</u>
43	222,300	<u>246,900</u>	<u>287,200</u>	<u>314,300</u>	<u>351,300</u>
44	223,700	<u>247,900</u>	<u>288,800</u>	<u>315,800</u>	<u>352,700</u>
45	<u>224,900</u>	<u>248,900</u>	<u>290,200</u>	<u>316,900</u>	<u>354,300</u>
46	<u>226,300</u>	<u>249,900</u>	<u>291,600</u>	<u>318,300</u>	<u>355,300</u>
47	<u>227,600</u>	<u>251,000</u>	<u>293,100</u>	<u>319,700</u>	<u>356,800</u>
48	<u>228,900</u>	<u>252,100</u>	<u>294,600</u>	<u>321,200</u>	<u>358,100</u>
49	<u>230,000</u>	<u>253,100</u>	<u>295,900</u>	<u>322,400</u>	<u>359,500</u>
50	<u>231,100</u>	<u>254,500</u>	<u>297,200</u>	<u>323,800</u>	<u>360,900</u>
51	<u>232,300</u>	<u>255,700</u>	<u>298,600</u>	<u>325,100</u>	<u>362,200</u>
52	<u>233,400</u>	<u>257,000</u>	<u>300,000</u>	<u>326,400</u>	<u>363,600</u>
53	<u>234,600</u>	<u>258,300</u>	<u>301,500</u>	<u>327,800</u>	<u>365,100</u>
54	<u>235,700</u>	<u>259,900</u>	<u>302,800</u>	<u>329,200</u>	<u>366,300</u>
55	<u>236,800</u>	<u>261,400</u>	<u>304,200</u>	<u>330,600</u>	<u>367,400</u>
56	<u>237,800</u>	<u>262,900</u>	<u>305,600</u>	<u>331,900</u>	<u>368,600</u>
57	<u>238,900</u>	<u>264,500</u>	<u>306,700</u>	<u>332,800</u>	<u>369,700</u>
58	<u>240,000</u>	<u>266,100</u>	<u>307,900</u>	<u>334,100</u>	<u>370,600</u>
59	<u>240,900</u>	<u>267,600</u>	<u>309,200</u>	<u>335,300</u>	<u>371,600</u>
60	<u>241,900</u>	<u>269,200</u>	<u>310,600</u>	<u>336,600</u>	<u>372,600</u>
61	<u>243,000</u>	<u>270,600</u>	<u>311,700</u>	<u>337,700</u>	<u>373,200</u>
62	<u>244,000</u>	<u>272,100</u>	<u>313,000</u>	<u>338,600</u>	<u>374,000</u>
63	<u>245,000</u>	<u>273,600</u>	<u>314,300</u>	<u>339,800</u>	<u>374,800</u>
64	<u>246,100</u>	<u>275,000</u>	<u>315,500</u>	<u>341,100</u>	<u>375,600</u>
65	<u>247,000</u>	<u>276,600</u>	<u>316,800</u>	<u>342,200</u>	<u>376,300</u>
66	<u>248,200</u>	<u>278,100</u>	<u>318,100</u>	<u>343,400</u>	<u>377,000</u>
67	<u>249,400</u>	<u>279,600</u>	<u>319,400</u>	<u>344,600</u>	<u>377,800</u>
68	<u>250,400</u>	<u>281,100</u>	<u>320,700</u>	<u>345,700</u>	<u>378,500</u>
69	<u>251,300</u>	<u>282,300</u>	<u>321,400</u>	<u>346,700</u>	<u>379,100</u>
70	<u>252,500</u>	<u>283,800</u>	<u>322,500</u>	<u>347,700</u>	<u>379,700</u>
71	<u>253,800</u>	<u>285,300</u>	<u>323,600</u>	<u>348,800</u>	<u>380,400</u>
72	<u>255,000</u>	<u>286,700</u>	<u>324,500</u>	<u>349,900</u>	<u>381,000</u>
73	<u>256,400</u>	<u>287,900</u>	<u>325,800</u>	<u>350,700</u>	<u>381,700</u>
74	<u>257,700</u>	<u>289,300</u>	<u>326,500</u>	<u>351,800</u>	<u>382,200</u>
75	<u>259,000</u>	<u>290,700</u>	<u>327,600</u>	<u>352,900</u>	<u>382,800</u>
76	<u>260,300</u>	<u>292,000</u>	<u>328,800</u>	<u>354,000</u>	<u>383,300</u>
77	<u>261,300</u>	<u>293,500</u>	<u>329,900</u>	<u>354,700</u>	<u>383,700</u>
78	<u>262,400</u>	<u>294,800</u>	<u>331,100</u>	<u>355,500</u>	<u>384,300</u>
79	<u>263,700</u>	<u>296,000</u>	<u>332,200</u>	<u>356,300</u>	<u>384,800</u>
80	<u>265,000</u>	<u>297,300</u>	<u>333,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,100</u>
81	<u>266,100</u>	<u>298,100</u>	<u>334,500</u>	<u>357,600</u>	<u>385,400</u>
82	<u>267,100</u>	<u>299,300</u>	<u>335,600</u>	<u>358,100</u>	<u>385,900</u>
83	<u>268,200</u>	<u>300,500</u>	<u>336,600</u>	<u>358,700</u>	<u>386,300</u>
84	<u>269,300</u>	<u>301,700</u>	<u>337,700</u>	<u>359,200</u>	<u>386,600</u>
85	<u>270,200</u>	<u>302,800</u>	<u>338,600</u>	<u>359,800</u>	<u>386,900</u>
86	<u>271,100</u>	<u>304,000</u>	<u>339,600</u>	<u>360,300</u>	<u>387,400</u>

32	207,600	<u>235,600</u>	<u>276,200</u>	<u>303,500</u>	<u>341,100</u>
33	208,900	<u>237,000</u>	<u>277,800</u>	<u>305,000</u>	<u>342,800</u>
34	210,200	<u>238,400</u>	<u>279,300</u>	<u>306,600</u>	<u>344,400</u>
35	211,500	<u>239,800</u>	<u>280,800</u>	<u>308,200</u>	<u>346,000</u>
36	212,800	<u>241,200</u>	<u>282,200</u>	<u>309,800</u>	<u>347,600</u>
37	214,200	<u>242,500</u>	<u>283,800</u>	<u>311,300</u>	<u>349,300</u>
38	215,600	<u>243,800</u>	<u>285,200</u>	<u>312,900</u>	<u>350,900</u>
39	217,000	<u>245,100</u>	<u>286,700</u>	<u>314,500</u>	<u>352,500</u>
40	218,400	<u>246,400</u>	<u>288,200</u>	<u>316,100</u>	<u>354,100</u>
41	219,500	<u>247,400</u>	<u>289,800</u>	<u>317,700</u>	<u>355,300</u>
42	220,900	<u>248,700</u>	<u>291,400</u>	<u>319,200</u>	<u>356,800</u>
43	222,300	<u>249,900</u>	<u>293,000</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>
44	223,700	<u>251,200</u>	<u>294,600</u>	<u>322,100</u>	<u>359,800</u>
45	<u>225,100</u>	<u>252,300</u>	<u>296,000</u>	<u>323,300</u>	<u>361,400</u>
46	<u>226,600</u>	<u>253,700</u>	<u>297,500</u>	<u>324,700</u>	<u>362,500</u>
47	<u>228,100</u>	<u>255,100</u>	<u>299,000</u>	<u>326,100</u>	<u>364,000</u>
48	<u>229,500</u>	<u>256,500</u>	<u>300,500</u>	<u>327,600</u>	<u>365,300</u>
49	<u>230,700</u>	<u>257,700</u>	<u>301,800</u>	<u>328,900</u>	<u>366,700</u>
50	<u>232,100</u>	<u>259,200</u>	<u>303,200</u>	<u>330,300</u>	<u>368,100</u>
51	<u>233,500</u>	<u>260,600</u>	<u>304,600</u>	<u>331,600</u>	<u>369,500</u>
52	<u>234,900</u>	<u>262,000</u>	<u>306,000</u>	<u>333,000</u>	<u>370,900</u>
53	<u>236,200</u>	<u>263,500</u>	<u>307,500</u>	<u>334,400</u>	<u>372,400</u>
54	<u>237,500</u>	<u>265,100</u>	<u>308,900</u>	<u>335,800</u>	<u>373,600</u>
55	<u>238,800</u>	<u>266,700</u>	<u>310,300</u>	<u>337,200</u>	<u>374,800</u>
56	<u>240,100</u>	<u>268,200</u>	<u>311,700</u>	<u>338,600</u>	<u>376,000</u>
57	<u>241,300</u>	<u>269,800</u>	<u>312,800</u>	<u>339,500</u>	<u>377,100</u>
58	<u>242,600</u>	<u>271,400</u>	<u>314,100</u>	<u>340,800</u>	<u>378,100</u>
59	<u>243,800</u>	<u>273,000</u>	<u>315,400</u>	<u>342,000</u>	<u>379,100</u>
60	<u>245,100</u>	<u>274,600</u>	<u>316,800</u>	<u>343,300</u>	<u>380,100</u>
61	<u>246,200</u>	<u>276,100</u>	<u>318,000</u>	<u>344,500</u>	<u>380,700</u>
62	<u>247,500</u>	<u>277,600</u>	<u>319,300</u>	<u>345,400</u>	<u>381,500</u>
63	<u>248,800</u>	<u>279,100</u>	<u>320,600</u>	<u>346,700</u>	<u>382,300</u>
64	<u>250,100</u>	<u>280,600</u>	<u>321,900</u>	<u>348,000</u>	<u>383,100</u>
65	<u>251,100</u>	<u>282,200</u>	<u>323,200</u>	<u>349,100</u>	<u>383,900</u>
66	<u>252,400</u>	<u>283,700</u>	<u>324,500</u>	<u>350,300</u>	<u>384,600</u>
67	<u>253,800</u>	<u>285,200</u>	<u>325,800</u>	<u>351,500</u>	<u>385,400</u>
68	<u>255,200</u>	<u>286,700</u>	<u>327,100</u>	<u>352,600</u>	<u>386,100</u>
69	<u>256,300</u>	<u>288,000</u>	<u>327,900</u>	<u>353,600</u>	<u>386,800</u>
70	<u>257,600</u>	<u>289,500</u>	<u>329,000</u>	<u>354,700</u>	<u>387,400</u>
71	<u>258,900</u>	<u>291,000</u>	<u>330,100</u>	<u>355,800</u>	<u>388,100</u>
72	<u>260,200</u>	<u>292,500</u>	<u>331,000</u>	<u>356,900</u>	<u>388,700</u>
73	<u>261,600</u>	<u>293,700</u>	<u>332,300</u>	<u>357,800</u>	<u>389,400</u>
74	<u>262,900</u>	<u>295,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,900</u>	<u>389,900</u>
75	<u>264,200</u>	<u>296,500</u>	<u>334,200</u>	<u>360,000</u>	<u>390,500</u>
76	<u>265,500</u>	<u>297,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,100</u>	<u>391,000</u>
77	<u>266,500</u>	<u>299,400</u>	<u>336,500</u>	<u>361,800</u>	<u>391,400</u>
78	<u>267,700</u>	<u>300,700</u>	<u>337,700</u>	<u>362,600</u>	<u>392,000</u>
79	<u>269,000</u>	<u>302,000</u>	<u>338,900</u>	<u>363,400</u>	<u>392,600</u>
80	<u>270,300</u>	<u>303,300</u>	<u>340,100</u>	<u>364,200</u>	<u>393,000</u>
81	<u>271,400</u>	<u>304,100</u>	<u>341,200</u>	<u>364,800</u>	<u>393,500</u>
82	<u>272,500</u>	<u>305,300</u>	<u>342,300</u>	<u>365,300</u>	<u>394,100</u>
83	<u>273,600</u>	<u>306,500</u>	<u>343,400</u>	<u>365,900</u>	<u>394,700</u>
84	<u>274,700</u>	<u>307,800</u>	<u>344,500</u>	<u>366,400</u>	<u>395,300</u>
85	<u>275,600</u>	<u>308,900</u>	<u>345,400</u>	<u>367,000</u>	<u>395,800</u>
86	<u>276,600</u>	<u>310,100</u>	<u>346,400</u>	<u>367,500</u>	<u>396,400</u>

87	<u>272.200</u>	<u>305.200</u>	<u>340.500</u>	<u>360.900</u>	<u>387.900</u>
88	<u>273.300</u>	<u>306.300</u>	<u>341.500</u>	<u>361.400</u>	<u>388.300</u>
89	<u>274.300</u>	<u>307.600</u>	<u>342.500</u>	<u>361.800</u>	<u>388.600</u>
90	<u>275.200</u>	<u>308.800</u>	<u>343.300</u>	<u>362.200</u>	<u>389.000</u>
91	<u>276.200</u>	<u>310.000</u>	<u>344.100</u>	<u>362.800</u>	<u>389.500</u>
92	<u>277.200</u>	<u>311.200</u>	<u>344.900</u>	<u>363.300</u>	<u>389.900</u>
93	<u>278.200</u>	<u>312.000</u>	<u>345.500</u>	<u>363.600</u>	<u>390.300</u>
94	<u>279.200</u>	<u>312.700</u>	<u>346.100</u>	<u>364.100</u>	
95	<u>280.100</u>	<u>313.400</u>	<u>346.800</u>	<u>364.500</u>	
96	<u>281.100</u>	<u>314.000</u>	<u>347.400</u>	<u>364.800</u>	
97	<u>282.000</u>	<u>314.700</u>	<u>347.800</u>	<u>365.400</u>	
98	<u>282.800</u>	<u>315.000</u>	<u>348.200</u>	<u>365.900</u>	
99	<u>283.500</u>	<u>315.600</u>	<u>348.700</u>	<u>366.400</u>	
100	<u>284.400</u>	<u>316.300</u>	<u>349.100</u>	<u>366.900</u>	
101	<u>285.200</u>	<u>316.700</u>	<u>349.600</u>	<u>367.500</u>	
102	<u>286.000</u>	<u>317.300</u>	<u>350.000</u>	<u>368.000</u>	
103	<u>286.800</u>	<u>317.900</u>	<u>350.500</u>	<u>368.500</u>	
104	<u>287.600</u>	<u>318.500</u>	<u>350.900</u>	<u>368.900</u>	
105	<u>288.300</u>	<u>318.900</u>	<u>351.200</u>	<u>369.500</u>	
106	<u>288.800</u>	<u>319.400</u>	<u>351.700</u>	<u>370.000</u>	
107	<u>289.300</u>	<u>319.900</u>	<u>352.100</u>	<u>370.500</u>	
108	<u>289.800</u>	<u>320.400</u>	<u>352.400</u>	<u>371.000</u>	
109	<u>290.000</u>	<u>320.800</u>	<u>352.900</u>	<u>371.600</u>	
110	<u>290.300</u>	<u>321.200</u>	<u>353.400</u>	<u>372.000</u>	
111	<u>290.500</u>	<u>321.500</u>	<u>353.900</u>	<u>372.500</u>	
112	<u>290.900</u>	<u>321.800</u>	<u>354.400</u>	<u>373.000</u>	
113	<u>291.200</u>	<u>322.200</u>	<u>354.900</u>	<u>373.600</u>	
114	<u>291.400</u>	<u>322.600</u>	<u>355.400</u>		
115	<u>291.800</u>	<u>323.000</u>	<u>355.900</u>		
116	<u>292.100</u>	<u>323.300</u>	<u>356.300</u>		
117	<u>292.400</u>	<u>323.500</u>	<u>356.700</u>		
118	<u>292.700</u>	<u>323.800</u>	<u>357.100</u>		
119	<u>293.000</u>	<u>324.200</u>	<u>357.600</u>		
120	<u>293.400</u>	<u>324.400</u>	<u>358.100</u>		
121	<u>293.700</u>	<u>324.600</u>	<u>358.500</u>		
122	<u>294.100</u>	<u>324.900</u>	<u>359.000</u>		
123	<u>294.400</u>	<u>325.200</u>	<u>359.500</u>		
124	<u>294.800</u>	<u>325.500</u>	<u>360.000</u>		
125	<u>295.000</u>	<u>325.700</u>	<u>360.300</u>		
126	<u>295.200</u>	<u>326.000</u>			
127	<u>295.500</u>	<u>326.400</u>			
128	<u>295.900</u>	<u>326.600</u>			
129	<u>296.100</u>	<u>326.700</u>			
130	<u>296.400</u>	<u>327.000</u>			
131	<u>296.800</u>	<u>327.400</u>			
132	<u>297.200</u>	<u>327.600</u>			
133	<u>297.400</u>	<u>327.900</u>			
134	<u>297.700</u>	<u>328.300</u>			
135	<u>298.100</u>	<u>328.700</u>			
136	<u>298.400</u>	<u>329.100</u>			
137	<u>298.600</u>	<u>329.400</u>			
138	<u>298.900</u>	<u>329.800</u>			
139	<u>299.300</u>	<u>330.200</u>			
140	<u>299.600</u>	<u>330.600</u>			
141	<u>299.800</u>	<u>330.900</u>			

87	<u>277.700</u>	<u>311.300</u>	<u>347.300</u>	<u>368.100</u>	<u>397.000</u>
88	<u>278.800</u>	<u>312.500</u>	<u>348.300</u>	<u>368.600</u>	<u>397.600</u>
89	<u>279.800</u>	<u>313.800</u>	<u>349.400</u>	<u>369.000</u>	<u>398.000</u>
90	<u>280.800</u>	<u>315.000</u>	<u>350.200</u>	<u>369.500</u>	<u>398.500</u>
91	<u>281.800</u>	<u>316.200</u>	<u>351.000</u>	<u>370.100</u>	<u>399.100</u>
92	<u>282.800</u>	<u>317.400</u>	<u>351.800</u>	<u>370.600</u>	<u>399.700</u>
93	<u>283.800</u>	<u>318.300</u>	<u>352.500</u>	<u>370.900</u>	<u>400.200</u>
94	<u>284.800</u>	<u>319.000</u>	<u>353.100</u>	<u>371.400</u>	
95	<u>285.800</u>	<u>319.700</u>	<u>353.800</u>	<u>371.900</u>	
96	<u>286.800</u>	<u>320.300</u>	<u>354.400</u>	<u>372.200</u>	
97	<u>287.700</u>	<u>321.000</u>	<u>354.800</u>	<u>372.800</u>	
98	<u>288.500</u>	<u>321.300</u>	<u>355.200</u>	<u>373.300</u>	
99	<u>289.300</u>	<u>322.000</u>	<u>355.700</u>	<u>373.800</u>	
100	<u>290.200</u>	<u>322.700</u>	<u>356.100</u>	<u>374.300</u>	
101	<u>291.000</u>	<u>323.100</u>	<u>356.600</u>	<u>374.900</u>	
102	<u>291.800</u>	<u>323.700</u>	<u>357.000</u>	<u>375.400</u>	
103	<u>292.600</u>	<u>324.300</u>	<u>357.500</u>	<u>375.900</u>	
104	<u>293.400</u>	<u>324.900</u>	<u>357.900</u>	<u>376.300</u>	
105	<u>294.100</u>	<u>325.300</u>	<u>358.200</u>	<u>376.900</u>	
106	<u>294.600</u>	<u>325.800</u>	<u>358.700</u>	<u>377.400</u>	
107	<u>295.100</u>	<u>326.300</u>	<u>359.200</u>	<u>377.900</u>	
108	<u>295.600</u>	<u>326.800</u>	<u>359.500</u>	<u>378.400</u>	
109	<u>295.800</u>	<u>327.200</u>	<u>360.000</u>	<u>379.000</u>	
110	<u>296.200</u>	<u>327.600</u>	<u>360.500</u>	<u>379.500</u>	
111	<u>296.400</u>	<u>327.900</u>	<u>361.000</u>	<u>380.000</u>	
112	<u>296.800</u>	<u>328.300</u>	<u>361.500</u>	<u>380.500</u>	
113	<u>297.100</u>	<u>328.700</u>	<u>362.000</u>	<u>381.100</u>	
114	<u>297.300</u>	<u>329.100</u>	<u>362.500</u>		
115	<u>297.700</u>	<u>329.500</u>	<u>363.000</u>		
116	<u>298.000</u>	<u>329.800</u>	<u>363.400</u>		
117	<u>298.300</u>	<u>330.000</u>	<u>363.800</u>		
118	<u>298.600</u>	<u>330.300</u>	<u>364.300</u>		
119	<u>298.900</u>	<u>330.700</u>	<u>364.800</u>		
120	<u>299.300</u>	<u>330.900</u>	<u>365.300</u>		
121	<u>299.600</u>	<u>331.100</u>	<u>365.700</u>		
122	<u>300.000</u>	<u>331.400</u>	<u>366.200</u>		
123	<u>300.400</u>	<u>331.700</u>	<u>366.700</u>		
124	<u>300.800</u>	<u>332.000</u>	<u>367.200</u>		
125	<u>301.000</u>	<u>332.200</u>	<u>367.600</u>		
126	<u>301.200</u>	<u>332.500</u>			
127	<u>301.600</u>	<u>332.900</u>			
128	<u>302.000</u>	<u>333.100</u>			
129	<u>302.200</u>	<u>333.200</u>			
130	<u>302.500</u>	<u>333.600</u>			
131	<u>302.900</u>	<u>334.000</u>			
132	<u>303.300</u>	<u>334.200</u>			
133	<u>303.500</u>	<u>334.500</u>			
134	<u>303.800</u>	<u>334.900</u>			
135	<u>304.200</u>	<u>335.300</u>			
136	<u>304.500</u>	<u>335.700</u>			
137	<u>304.700</u>	<u>336.000</u>			
138	<u>305.000</u>	<u>336.400</u>			
139	<u>305.400</u>	<u>336.800</u>			
140	<u>305.700</u>	<u>337.200</u>			
141	<u>305.900</u>	<u>337.500</u>			

	142	<u>300,200</u>	<u>331,300</u>					142	<u>306,300</u>	<u>337,900</u>				
	143	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>					143	<u>306,700</u>	<u>338,300</u>				
	144	<u>300,900</u>	<u>332,000</u>					144	<u>307,000</u>	<u>338,700</u>				
	145	<u>301,000</u>	<u>332,300</u>					145	<u>307,100</u>	<u>339,000</u>				
	146	<u>301,300</u>	<u>332,700</u>					146	<u>307,400</u>	<u>339,400</u>				
	147	<u>301,600</u>	<u>333,100</u>					147	<u>307,700</u>	<u>339,800</u>				
	148	<u>302,000</u>	<u>333,500</u>					148	<u>308,100</u>	<u>340,200</u>				
	149	<u>302,200</u>	<u>333,800</u>					149	<u>308,300</u>	<u>340,500</u>				
	150	<u>302,400</u>	<u>334,200</u>					150	<u>308,500</u>	<u>340,900</u>				
	151	<u>302,700</u>	<u>334,600</u>					151	<u>308,800</u>	<u>341,300</u>				
	152	<u>303,000</u>	<u>335,000</u>					152	<u>309,100</u>	<u>341,700</u>				
	153	<u>303,400</u>	<u>335,300</u>					153	<u>309,500</u>	<u>342,000</u>				
	154	<u>303,600</u>						154	<u>309,700</u>					
	155	<u>303,800</u>						155	<u>309,900</u>					
	156	<u>304,100</u>						156	<u>310,200</u>					
	157	<u>304,400</u>						157	<u>310,600</u>					
	158	<u>304,700</u>						158	<u>310,900</u>					
	159	<u>305,000</u>						159	<u>311,200</u>					
	160	<u>305,300</u>						160	<u>311,500</u>					
	161	<u>305,700</u>						161	<u>311,900</u>					
	162	<u>306,000</u>						162	<u>312,200</u>					
	163	<u>306,300</u>						163	<u>312,500</u>					
	164	<u>306,600</u>						164	<u>312,800</u>					
	165	<u>307,000</u>						165	<u>313,200</u>					
	166	<u>307,300</u>						166	<u>313,500</u>					
	167	<u>307,600</u>						167	<u>313,800</u>					
	168	<u>307,900</u>						168	<u>314,100</u>					
	169	<u>308,300</u>						169	<u>314,500</u>					
再任用職員		<u>232,700</u>	<u>253,100</u>	<u>260,300</u>	<u>270,500</u>	<u>286,800</u>		再任用職員		<u>233,200</u>	<u>257,800</u>	<u>265,100</u>	<u>275,500</u>	<u>292,600</u>

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(削除)

	142	<u>306,300</u>	<u>337,900</u>					142	<u>306,300</u>	<u>337,900</u>			
	143	<u>306,700</u>	<u>338,300</u>					143	<u>306,700</u>	<u>338,300</u>			
	144	<u>307,000</u>	<u>338,700</u>					144	<u>307,000</u>	<u>338,700</u>			
	145	<u>307,100</u>	<u>339,000</u>					145	<u>307,100</u>	<u>339,000</u>			
	146	<u>307,400</u>	<u>339,400</u>					146	<u>307,400</u>	<u>339,400</u>			
	147	<u>307,700</u>	<u>339,800</u>					147	<u>307,700</u>	<u>339,800</u>			
	148	<u>308,100</u>	<u>340,200</u>					148	<u>308,100</u>	<u>340,200</u>			
	149	<u>308,300</u>	<u>340,500</u>					149	<u>308,300</u>	<u>340,500</u>			
	150	<u>308,500</u>	<u>340,900</u>					150	<u>308,500</u>	<u>340,900</u>			
	151	<u>308,800</u>	<u>341,300</u>					151	<u>308,800</u>	<u>341,300</u>			
	152	<u>309,100</u>	<u>341,700</u>					152	<u>309,100</u>	<u>341,700</u>			
	153	<u>309,500</u>	<u>342,000</u>					153	<u>309,500</u>	<u>342,000</u>			
	154	<u>309,700</u>						154	<u>309,700</u>				
	155	<u>309,900</u>						155	<u>309,900</u>				
	156	<u>310,200</u>						156	<u>310,200</u>				
	157	<u>310,600</u>						157	<u>310,600</u>				
	158	<u>310,900</u>						158	<u>310,900</u>				
	159	<u>311,200</u>						159	<u>311,200</u>				
	160	<u>311,500</u>						160	<u>311,500</u>				
	161	<u>311,900</u>						161	<u>311,900</u>				
	162	<u>312,200</u>						162	<u>312,200</u>				
	163	<u>312,500</u>						163	<u>312,500</u>				
	164	<u>312,800</u>						164	<u>312,800</u>				
	165	<u>313,200</u>						165	<u>313,200</u>				
	166	<u>313,500</u>						166	<u>313,500</u>				
	167	<u>313,800</u>						167	<u>313,800</u>				
	168	<u>314,100</u>						168	<u>314,100</u>				
	169	<u>314,500</u>						169	<u>314,500</u>				

備考 (一) この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

【議案第 36 号関係】

三豊市詫間町松崎コミュニティセンター条例(平成18年三豊市条例第181号) 一部改正 新旧対照表
(抄)

改正後(案)	現 行				
(利用の制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。 (1) 略 (2) 建物又は附属施設を毀損するおそれがあると認められるとき。 (3)～(5) 略 (利用者の責任) 第12条 略 2 利用者は、その責めに帰すべき理由によって施設又は設備等を毀損し、又は亡失したときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。 (指定管理者による管理) 第13条 市長は、コミュニティセンターの管理運営上必要がある<u>と認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>にコミュニティセンターの管理を行わせることができる。 2 <u>前項の規定により指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u> (1) <u>コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</u> (2) <u>コミュニティセンターの利用の許可及び制限に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務</u> 3 <u>第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第4条、第7条、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u> (利用料金) 第14条 市長は、コミュニティセンターの管理を前条の規定により<u>指定管理者に行わせる場合において、コミュニティセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者にその収入として収受させることができる。</u> 2 <u>前項の場合において、利用料金は、第8条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。</u> 3 <u>指定管理者は、国又は地方公共団体が利用する場合は、当該利用料を後納させることができる。</u> (委任) 第15条 略 別表(第8条関係) 施設基本使用料 略 (削除)	(利用の制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。 (1) 略 (2) 建物又は附属施設をき損するおそれがあると認められるとき。 (3)～(5) 略 (利用者の責任) 第12条 略 2 利用者は、その責めに帰すべき理由によって施設又は設備等をき損し、又は亡失したときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。 (委任) 第13条 略 別表(第8条関係) 施設基本使用料 略 器具使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具名</th><th>使用料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リペアローリング</td><td>1回につき 10円</td></tr> </tbody> </table>	器具名	使用料	リペアローリング	1回につき 10円
器具名	使用料				
リペアローリング	1回につき 10円				

【議案第 37 号関係】

三豊市詫間町箱浦ビジターハウス条例(平成18年三豊市条例第182号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(利用の制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。 (1) 略 (2) 建物又は附属施設を毀損するおそれがあると認められるとき。 (3)～(5) 略 (利用者の責任) 第12条 略 2 利用者は、その責めに帰すべき理由によって施設又は設備等を毀損し、又は亡失したときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。 (指定管理者による管理) 第13条 市長は、ビジターハウスの管理運営上必要があると認めるときは、<u>指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>にビジターハウスの管理を行わせることができる。 2 <u>前項の規定により指定管理者にビジターハウスの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</u> (1) <u>ビジターハウスの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</u> (2) <u>ビジターハウスの利用の許可及び制限に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務</u> 3 <u>第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第4条、第7条、第9条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u> (利用料金) 第14条 市長は、ビジターハウスの管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、ビジターハウスの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者にその収入として収受させることができる。 2 <u>前項の場合において、利用料金は、第8条の規定にかかわらず、別表で定める額に消費税等相当額を加えた額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。</u> 3 <u>指定管理者は、国又は地方公共団体が利用する場合は、当該利用料を後納させることができる。</u> (委任) 第15条 略	(利用の制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。 (1) 略 (2) 建物又は附属施設をき損するおそれがあると認められるとき。 (3)～(5) 略 (利用者の責任) 第12条 略 2 利用者は、その責めに帰すべき理由によって施設又は設備等をき損し、又は亡失したときは、市長の認定する額を賠償しなければならない。 (委任) 第13条 略

【議案第 38 号関係】

三豊市宝山湖公園条例(平成21年三豊市条例第5号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)			現 行		
別表(第7条関係)			別表(第7条関係)		
(単位:円)			(単位:円)		
施設名	区分	1時間当たり	施設名	区分	1時間当たり
芝生広場(1区画)	中学生以下	<u>2,000</u>	芝生広場(1区画)	中学生以下	<u>4,000</u>
	一般	<u>4,000</u>		一般	<u>8,000</u>

【議案第 39 号関係】

三豊市防災センター設置条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市防災センター設置条例(平成18年三豊市条例第23号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
(名称及び位置) 第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
三豊市高瀬町防災センター	三豊市高瀬町下勝間2443番地1	三豊市高瀬町防災センター	三豊市高瀬町下勝間2443番地1
<u>三豊市山本町防災センター</u>	<u>三豊市山本町財田西380番地1</u>		
三豊市仁尾町防災センター	三豊市仁尾町仁尾辛32番地1	三豊市仁尾町防災センター	三豊市仁尾町仁尾辛32番地1

【第2条関係】 三豊市駐輪場条例(平成24年三豊市条例第31号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
(名称及び位置) 第2条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 駐輪場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
	略		略
三豊市本山駅駐輪場	三豊市豊中町岡本1598番地1	三豊市本山駅駐輪場	三豊市豊中町岡本1598番地1
<u>三豊市比地大駅駐輪場</u>	<u>三豊市豊中町比地大1082番地1、1083番地7</u>		
<u>三豊市讃岐財田駅駐輪場</u>	<u>三豊市財田町財田上7279番地1</u>		

【第3条関係】 三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表第1(第2条関係) (1) 公民館		別表第1(第2条関係) (1) 公民館	
名称	位置	名称	位置
三豊市公民館	<u>三豊市豊中町本山甲160番地1</u>	三豊市公民館	<u>三豊市豊中町本山甲201番地1</u>
	略		略
三豊市山本町公民館	<u>三豊市山本町財田西154番地</u>	三豊市山本町公民館	<u>三豊市山本町財田西375番地</u>
三豊市三野町公民館	<u>三豊市三野町下高瀬568番地2</u>	三豊市三野町公民館	<u>三豊市三野町下高瀬569番地2</u>
三豊市豊中町公民館	<u>三豊市豊中町本山甲160番地1</u>	三豊市豊中町公民館	<u>三豊市豊中町本山甲192番地1</u>
	略		略
(2) 公民館分館		(2) 公民館分館	
名称	位置	名称	位置
三豊市高瀬町公民館上高瀬分館	<u>三豊市高瀬町上高瀬751番地24</u>	三豊市高瀬町公民館上高瀬分館	<u>三豊市高瀬町上高瀬740番地</u>
	略		略
三豊市高瀬町公民館二ノ宮分館	<u>三豊市高瀬町佐股甲3343番地4</u>	三豊市高瀬町公民館二ノ宮分館	<u>三豊市高瀬町佐股甲3344番地1</u>
	略		略
三豊市三野町公民館下高瀬分館	<u>三豊市三野町下高瀬569番地2</u>	三豊市三野町公民館下高瀬分館	<u>三豊市三野町下高瀬752番地2</u>
	略		略
三豊市詫間町公民館第3分館	<u>三豊市詫間町詫間2214番地2</u>	三豊市詫間町公民館第3分館	<u>三豊市詫間町詫間</u>
	略		略

【第4条関係】 三豊市集会所設置条例(平成18年三豊市条例第218号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
三豊市高瀬町前田集会所	<u>三豊市高瀬町比地中1852番地</u>	三豊市高瀬町前田集会所	<u>三豊市高瀬町比地中1854番地</u>
略		略	

【第5条関係】 三豊市詫間町市民運動場条例(平成18年三豊市条例第230号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
(名称及び位置) 第2条 市民運動場の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 名称 三豊市詫間町市民運動場 (2) 位置 <u>三豊市詫間町詫間6811番地、6812番地1</u> 2 略		(名称及び位置) 第2条 市民運動場の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 名称 三豊市詫間町市民運動場 (2) 位置 <u>三豊市詫間町詫間6811番地、6812番地</u> 2 略	

【第6条関係】 三豊市宗吉かわらの里展示館及び三豊市宗吉瓦窯跡史跡公園条例(平成21年三豊市条例第8号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
(名称及び位置) 第2条 展示館及び公園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 展示館及び公園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
三豊市宗吉かわらの里展示館	<u>三豊市三野町吉津甲153番地1</u>	三豊市宗吉かわらの里展示館	三豊市三野町吉津甲154番地1
三豊市宗吉瓦窯跡史跡公園	三豊市三野町吉津甲154番地1	三豊市宗吉瓦窯跡史跡公園	

【議案第 40 号関係】

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年三豊市条例第140号) 一部
改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)			現 行		
別表第1(第23条関係) (単位:円)			別表第1(第23条関係) (単位:円)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
し尿並びに浄化槽汚泥、スカム及び洗浄水等の処理料	10リットル(10リットル未満の端数は10リットルとする。)につき	35	し尿並びに浄化槽汚泥、スカム及び洗浄水等の処理料	10リットル(10リットル未満の端数は10リットルとする。)につき <u>三豊市 高瀬町・三野町・豊中町・仁尾町・詫間町</u>	35

【議案第 41 号関係】

三豊市介護保険条例(平成18年三豊市条例第137号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
(保険料率) 第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u> (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>48,600円</u> (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,600円</u> (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>58,300円</u> (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u> (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>77,700円</u> (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>84,200円</u> (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>97,200円</u> (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>110,100円</u> (削除) (削除) (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者のうち(1)に該当する者を除く。)、ロ若しくは<u>二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 略 附 則 1～6 略 7 <u>法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。</u> 8 <u>法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。</u> 9 <u>法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。</u>	(保険料率) 第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,100円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,100円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,700円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,200円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,800円</u> (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>72,800円</u> (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>87,300円</u> 2 <u>令第39条第1項第5号イの市町村が定める額は、125万円とする。</u> 3 <u>令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、190万円とする。</u> (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合) 第4条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者のうち(1)に該当する者を除く。)、ロ若しくは<u>ハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 略 附 則 1～6 略

【議案第 42 号関係】

三豊市福祉センター条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市福祉センター条例(平成18年三豊市条例第105号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(名称及び位置) 第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 三豊市詫間福祉センター (2) 位置 <u>三豊市詫間町詫間1338番地13</u> (損害賠償の義務) 第11条 利用者は、福祉センターを利用中建物又は設備若しくは備付け器具を毀損又は滅失したときは、市長の決定に基づき損害を賠償しなければならない。	(名称及び位置) 第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 三豊市詫間福祉センター (2) 位置 <u>三豊市詫間町詫間1338番地の13</u> (損害賠償の義務) 第11条 利用者は、福祉センターを利用中建物又は設備若しくは備付け器具をき損又は滅失したときは、市長の決定に基づき損害を賠償しなければならない。

【第2条関係】 三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号) 一部改正

改正後(案)	現 行																				
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>三豊市立高瀬東部保育所</td><td><u>三豊市高瀬町上高瀬2024番地2</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>三豊市立財田保育所</td><td><u>三豊市財田町財田上1417番地1</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		三豊市立高瀬東部保育所	<u>三豊市高瀬町上高瀬2024番地2</u>	略		三豊市立財田保育所	<u>三豊市財田町財田上1417番地1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>三豊市立高瀬東部保育所</td><td><u>三豊市高瀬町上高瀬2025番地3</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>三豊市立財田保育所</td><td><u>三豊市財田町財田上1417番地</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		三豊市立高瀬東部保育所	<u>三豊市高瀬町上高瀬2025番地3</u>	略		三豊市立財田保育所	<u>三豊市財田町財田上1417番地</u>
名称	位置																				
略																					
三豊市立高瀬東部保育所	<u>三豊市高瀬町上高瀬2024番地2</u>																				
略																					
三豊市立財田保育所	<u>三豊市財田町財田上1417番地1</u>																				
名称	位置																				
略																					
三豊市立高瀬東部保育所	<u>三豊市高瀬町上高瀬2025番地3</u>																				
略																					
三豊市立財田保育所	<u>三豊市財田町財田上1417番地</u>																				

【第3条関係】 三豊市児童館条例(平成18年三豊市条例第113号) 一部改正

改正後(案)	現 行												
(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市高瀬町前田児童館</td><td><u>三豊市高瀬町比地中1852番地</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	三豊市高瀬町前田児童館	<u>三豊市高瀬町比地中1852番地</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三豊市高瀬町前田児童館</td><td><u>三豊市高瀬町比地中1854番地</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	三豊市高瀬町前田児童館	<u>三豊市高瀬町比地中1854番地</u>	略	
名称	位置												
三豊市高瀬町前田児童館	<u>三豊市高瀬町比地中1852番地</u>												
略													
名称	位置												
三豊市高瀬町前田児童館	<u>三豊市高瀬町比地中1854番地</u>												
略													

【第4条関係】 三豊市市営墓地管理条例(平成18年三豊市条例第147号) 一部改正

改正後(案)	現 行												
(名称及び位置) 第3条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第3条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久保谷霊園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>詫間中央霊園</td><td><u>三豊市詫間町詫間7053番地4</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	久保谷霊園	略	詫間中央霊園	<u>三豊市詫間町詫間7053番地4</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久保谷霊園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>詫間中央霊園</td><td><u>三豊市詫間町詫間7053番地1</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	久保谷霊園	略	詫間中央霊園	<u>三豊市詫間町詫間7053番地1</u>
名称	位置												
久保谷霊園	略												
詫間中央霊園	<u>三豊市詫間町詫間7053番地4</u>												
名称	位置												
久保谷霊園	略												
詫間中央霊園	<u>三豊市詫間町詫間7053番地1</u>												

【議案第 43 号関係】

三豊市手数料条例(平成18年三豊市条例第71号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)				現 行											
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)											
区分		手数料の名称等		手数料の額		区分		手数料の名称等		手数料の額					
略				略											
鳥獣保護		<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料		1件につき		3,400		鳥獣保護		<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> (平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料		1件につき		3,400	
略				略											

【議案第 44 号関係】

三豊市農村環境改善センター条例及び三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市農村環境改善センター条例(平成18年三豊市条例第155号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市高瀬町農村環境改善センター	三豊市高瀬町下勝間2347番地1	三豊市高瀬町農村環境改善センター	三豊市高瀬町下勝間2344番地5
三豊市山本町農村環境改善センター	略	三豊市山本町農村環境改善センター	略
三豊市豊中町農村環境改善センター	三豊市豊中町本山甲160番地1	三豊市豊中町農村環境改善センター	三豊市豊中町本山甲192番地1

【第2条関係】 三豊市市営住宅設置及び管理条例(平成18年三豊市条例第202号) 一部改正

改正後(案)	現 行																																																
(入居者の保管義務等) 第25条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 3・4 略 (市営住宅の明渡請求) 第41条 市長は、入居者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)～(3) 略 (4) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。 (5)～(8) 略 2～4 略 (使用許可の取消し) 第50条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1)・(2) 略 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。 (4)～(6) 略 2 略 別表(第3条関係) 1 公営住宅 豊中地区	(入居者の保管義務等) 第25条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。 2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 3・4 略 (市営住宅の明渡請求) 第41条 市長は、入居者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)～(3) 略 (4) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。 (5)～(8) 略 2～4 略 (使用許可の取消し) 第50条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 (1)・(2) 略 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。 (4)～(6) 略 2 略 別表(第3条関係) 1 公営住宅 豊中地区																																																
<table><tr><th>名称</th><th>建設年度</th><th>位置</th><th>構造</th><th>戸数</th><th>備考</th></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr><tr><td>蕤打団地</td><td>昭和51年度</td><td>豊中町岡本1750番地1</td><td>簡易耐火構造平屋建</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr></table>	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	略						蕤打団地	昭和51年度	豊中町岡本1750番地1	簡易耐火構造平屋建	6		略						<table><tr><th>名称</th><th>建設年度</th><th>位置</th><th>構造</th><th>戸数</th><th>備考</th></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr><tr><td>蕤打団地</td><td>昭和51年度</td><td>豊中町岡本1750番地</td><td>簡易耐火構造平屋建</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td colspan="6">略</td></tr></table>	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	略						蕤打団地	昭和51年度	豊中町岡本1750番地	簡易耐火構造平屋建	6		略					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考																																												
略																																																	
蕤打団地	昭和51年度	豊中町岡本1750番地1	簡易耐火構造平屋建	6																																													
略																																																	
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考																																												
略																																																	
蕤打団地	昭和51年度	豊中町岡本1750番地	簡易耐火構造平屋建	6																																													
略																																																	

蕤打団地	昭和54年度	豊中町岡本1750番地1	簡易耐火構造平屋建	3	
略					
福岡第4団地	平成5年度	豊中町上高野3418番地1	耐火構造二階建	1	特目
詫間地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
中郷団地	昭和36年度	詫間町詫間1213番地2	木造平屋建	5	
略					
城下団地	昭和37年度	詫間町詫間3823番地1	木造平屋建	2	
		(削除)			
仁尾地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
		(削除)			
2 改良住宅 豊中地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
福岡団地	昭和52年度	豊中町上高野3311番地1	準耐火構造二階建	6	
福岡団地	昭和53年度	豊中町上高野3311番地1他	準耐火構造二階建	10	

蕤打団地	昭和54年度	豊中町岡本1750番地	簡易耐火構造平屋建	3	
略					
福岡第4団地	平成5年度	豊中町上高野3418番地1	耐火構造二階建	2	特目
詫間地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
中郷団地	昭和36年度	詫間町詫間1213番地2	木造平屋建	6	
略					
城下団地	昭和37年度	詫間町詫間3823番地1	木造平屋建	4	
城下団地	昭和37年度	詫間町詫間3849番地1	木造平屋建	2	
仁尾地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
父母団地	昭和26年度	仁尾町仁尾乙2490番地1	木造瓦葺平屋建	2	
2 改良住宅 豊中地区					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
福岡団地	昭和52年度	豊中町上高野3315番地	準耐火構造二階建	6	
福岡団地	昭和53年度	豊中町上高野3315番地他	準耐火構造二階建	10	

【議案第 47 号関係】

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市行政組織条例(平成18年三豊市条例第8号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(分掌事務) 第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 略 政策部 略 市民部 略 環境部 略 健康福祉部 (1) 保健衛生に関すること。 (2) 国民健康保険に関すること。 (3) 介護保険に関すること。 (4) 医療助成に関すること。 (5) 社会福祉に関すること。 (削除) <u>(6)</u> 前各号に掲げるもののほか、健康福祉に関すること。 建設経済部 略	(分掌事務) 第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 略 政策部 略 市民部 略 環境部 略 健康福祉部 (1) 保健衛生に関すること。 (2) 国民健康保険に関すること。 (3) 介護保険に関すること。 (4) 医療助成に関すること。 (5) 社会福祉に関すること。 <u>(6) 保育所に関すること。</u> <u>(7)</u> 前各号に掲げるもののほか、健康福祉に関すること。 建設経済部 略

【第2条関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)	現 行																						
別表(第2条関係) (単位:円) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>地域福祉計画策定委員会委員</td><td>日額 8,000</td></tr> <tr> <td>子ども・子育て会議委員及び専門委員</td><td>日額 8,000</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	略		地域福祉計画策定委員会委員	日額 8,000	子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額 8,000	略		別表(第2条関係) (単位:円) <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>地域福祉計画策定委員会委員</td><td>日額 8,000</td></tr> <tr> <td><u>次世代育成支援行動計画策定委員会委員</u></td><td><u>日額 8,000</u></td></tr> <tr> <td>子ども・子育て会議委員及び専門委員</td><td>日額 8,000</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	略		地域福祉計画策定委員会委員	日額 8,000	<u>次世代育成支援行動計画策定委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>	子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額 8,000	略	
区分	報酬額																						
略																							
地域福祉計画策定委員会委員	日額 8,000																						
子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額 8,000																						
略																							
区分	報酬額																						
略																							
地域福祉計画策定委員会委員	日額 8,000																						
<u>次世代育成支援行動計画策定委員会委員</u>	<u>日額 8,000</u>																						
子ども・子育て会議委員及び専門委員	日額 8,000																						
略																							

【第3条関係】 三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の規定に基づく保育所の設置、<u>管理運営及び保育料等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (保育料) 第3条 <u>保護者又は扶養義務者は、保育料を納入しなければならない。</u> <u>2 前項に規定する保育料の額は、三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例(平成27年三豊市条例第●号)第2条に規定する額とする。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)の規定に基づく保育所の設置、<u>保育所における保育及び保育費用の徴収</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 (保育所における保育を行う基準) 第3条 <u>保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</u> <u>(1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。</u>

(削除) (保育料の減免) 第4条 略 (延長保育) 第5条 市長は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項に規定する保育必要量(ただし、1月当たり平均275時間までの区分は除く。)を超えて保育を行うことができる。 2 前項に規定する保育を利用する者は、延長保育料を納入しなければならない。 3 前項に規定する延長保育料の額は、規則で定める。	(2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にあり又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (7) 市長が前各号に類すると認める状態にあること。 (保育料の徴収) 第4条 市長は、法第56条第3項の規定に基づき、保育所における保育に係る児童の扶養義務者から保育料を徴収する。 2 前項に規定する保育料の額は、規則で定める。 (保育料の減免) 第5条 略
---	---

【第4条関係】 三豊市立幼稚園保育料条例(平成18年三豊市条例第207号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(保育料) 第2条 保護者は、保育料を納入しなければならない。 2 前項に規定する保育料の額は、三豊市子どものための教育・保育給付に関する条例(平成27年三豊市条例第●号)第2条に規定する額とする。 (保育料の減免) 第3条 略 (削除) (1) 幼児の欠席が全月にわたるとき。ただし、無届欠席の場合を除く。 (削除) (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。	(保育料) 第2条 保育料の額は、1人月額6,100円とし、毎月25日までに保護者から徴収しなければならない。 2 月の途中で入退園した場合の保育料は、これを1月として計算する。 (保育料の減免) 第3条 略 (1) 幼児が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属しているとき。 (2) 幼児の欠席が全月にわたるとき。ただし、無届欠席の場合を除く。 (3) 幼児の属する世帯の所得の状況により、減免するのが適当であるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

【議案第 48 号関係】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(その他の規則及び規程の公表) 第5条 第2条の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第15条第2項 の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めるとされているものを除く。)について準用する。この場合において、第2条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 略	(その他の規則及び規程の公表) 第5条 第2条の規定は、議会の規則その他市の機関の定める規則で公表を要するもの(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第14条第2項 の規定によりその公布に関しては教育委員会規則で定めるとされているものを除く。)について準用する。この場合において、第2条第1項中「市長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。 2 略

【第2条関係】 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号) 一部改正

改正後(案)	現 行										
別表(第2条関係) (単位:円)	別表(第2条関係) (単位:円)										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td><td>月額 51,000</td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	教育委員会委員	月額 51,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td><td>月額 57,000</td></tr> <tr> <td>委員</td><td>月額 51,000</td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	教育委員会	月額 57,000	委員	月額 51,000
区分	報酬額										
教育委員会委員	月額 51,000										
区分	報酬額										
教育委員会	月額 57,000										
委員	月額 51,000										

【第3条関係】 三豊市証人等の実費弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第56号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(対象者) 第2条 この条例による支給の対象者は、次に掲げるものとする。 (1)～(10) 略 (11) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第5項の規定による意見聴取のため総合教育会議に参加することを求められた関係者又は学識経験者 (12) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関の要求に応じ、出頭した者	(対象者) 第2条 この条例による支給の対象者は、次に掲げるものとする。 (1)～(10) 略 (11) 前各号に掲げるもののほか、市長その他の執行機関の要求に応じ、出頭した者

【第4条関係】 三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号) 一部改正

改正後(案)	現 行										
別表(第3条関係) (単位:円)	別表(第3条関係) (単位:円)										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副市長</td><td>734,000</td></tr> <tr> <td>教育長</td><td>665,000</td></tr> </tbody> </table>	職名	月額	副市長	734,000	教育長	665,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副市長</td><td>734,000</td></tr> </tbody> </table>	職名	月額	副市長	734,000
職名	月額										
副市長	734,000										
教育長	665,000										
職名	月額										
副市長	734,000										

【第5条関係】 三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(趣旨)	(趣旨)

第1条 略

2 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(臨時的任用の職員を除く。)をいう。

第1条 略

2 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の地方公務員(教育長及び臨時的任用の職員を除く。)をいう。